

平成27年第5回当別町議会定例会 第1日

平成27年9月16日(水曜日) 午前10時00分開会

議事日程(第1号)

開会・開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議員提案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

第5 議員提案第2号 当別町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について

第6 請願・陳情審査付託の件

第7 議会運営委員会報告(道内所管事務調査)

散会

午前10時00分開議

出席議員（13名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
6番	渋谷俊和君	7番	山田明君
8番	古谷陽一君	9番	稲村勝俊君
10番	石川和栄君	11番	岡野喜代治君
13番	高谷茂君	14番	島田裕司君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（2名）

5番	秋場信一君	12番	市川正君
----	-------	-----	------

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	北村和也君
財政課長	江口昇君
企画部長	二木勝義君
企画部参与	吉尾雅昭君
企画課長	長谷川道廣君
住民環境部長	森田至君
環境生活課長	辻野幸一君
福祉部長	五十嵐一夫君
福祉課長	高取真由美君
経済部長	舘田博道君
農林課長	並川敏万君
建設水道部長	堤和弘君
建設課長	高松悟志君
教育部長	野村雅史君
管理課長	山崎一君
代表監査委員	米口稔君
教育委員長	白井応隆君

教 育 長 本 庄 幸 賢 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	滝 本 隆 志 君
次 長	佐々木 由紀夫 君
主 幹	小 川 義 則 君
係 長	浦 島 卓 君

◎開会・開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） ただいまの出席議員13名、定足数に達しておりますので、平成27年第5回当別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきに配付されております日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

11番 岡野 喜代治 君

13番 高谷 茂 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（後藤正洋君） 日程第2、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、平成27年9月16日から10月1日までの16日間といたしましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、9月16日から10月1日までの16日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（後藤正洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご高覧願います。

以上、報告を終わります。



◎議員提案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 次に、日程第4、議員提案第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

岡野君。

○11番（岡野喜代治君） 議員提案第1号の説明を申し上げます。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

平成27年9月16日提出。

提出者、当別町議会議員、岡野喜代治。賛成者、当別町議会議員、山田明、同じく高谷茂、同じく石川和栄、同じく稲村勝俊、同じく古谷陽一、同じく鈴木岩夫。

当別町議会議長、後藤正洋様。

提案理由。

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。しかし、山村では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続が危ぶまれる事態をも想定されている。一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられている。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることを強く要望する。

記、1、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）につきましては、裏側、別紙に掲載されておりますので、ご高覧をいただきたいと思います。よろしくご審議の上、決定をお願いいたします。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第1号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議員提案第1号は原案どおり可決することに決定いたしました。

なお、ただいま決定されました議員提案第1号について、意見書及び派遣する場合の議員の取り扱いは議長に一任願います。



◎議員提案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 次に、日程第5、議員提案第2号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

岡野君。

○11番（岡野喜代治君） 議員提案第2号を説明いたします。

当別町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について。

当別町議会会議規則の一部を改正する規則を地方自治法第112条及び当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出します。

平成27年9月16日提出。

提出者、当別町議会議員、岡野喜代治。賛成者、当別町議会議員、山田明、同じく高谷茂、同じく石川和栄、同じく稲村勝俊、同じく古谷陽一、同じく鈴木岩夫。

当別町議会議長、後藤正洋様。

提案理由。

議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、「標準」町村議会会議規則の改正に伴い、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するため、当別町議会会議規則の一部を改正するものであります。

記、当別町議会会議規則の一部を改正する規則。別紙に掲載してございますので、ご高覧いただきたいと思います。よろしくご審議の上、決定をお願いいたします。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第2号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議員提案第2号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。



◎請願・陳情審査付託の件

○議長（後藤正洋君） 日程第6、請願・陳情審査付託の件ですが、お手元に請願・陳情文書表が配付されております。

会議規則第95条及び第92条第1項の規定により、文書番号1番、安保関連法案の徹底審議のもとに廃案を求める陳情書については、総務文教常任委員会に審査終了まで付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。



◎議会運営委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第7、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長から、平成27年度道内所管事務調査について報告の申し出がありましたので、これを許します。

岡野君。

○議会運営委員会委員長（岡野喜代治君） 議会運営委員会報告を申し上げます。

議会運営委員会は、平成27年度道内所管事務調査を実施し帰庁したので、下記のとおり報告する。

なお、復命書、関係資料等については、議会事務局に保管している。

記、1、日程、平成27年8月27日より平成27年8月28日、1泊2日。

研修地、日高管内日高町、十勝管内芽室町。

3、研修項目、通年議会、議決事項の追加、一般質問の一問一答、議会運営・改革について、日高町及び芽室町を訪問し、それぞれ説明を受け意見交換を交えて研修した。

日高町議会では、通年議会は平成24年の試行を経て、平成25年より地方自治法に基づき開始している。各種手続は軽減されたが、事務負担上、大きな変化はない。議決事項の追加は、総合計画の基本構想等で従来と変更はない。一問一答方式では、平成18年から実施しており、その優位性が確認でき、議員の評価は良好である。また、議会改革・活性化の取り組みとしては、政策提言型議会の実現を目指し、政策討論会を実施しており、テーマを決めて各議員から政策発表をするものである。これらの説明を受け、意見交換を行った。

芽室町議会では、通年議会は平成25年の議会基本条例等の制定を経て、同年から導入している。議会開催の主導権を確立し、委員会活動・議員活動を機動的に行えるものである。議決事項の追加は、執行部側の理解のもと、重要計画案件を逐次追加してきている。一問一答方式は、平成23年度からこれに限定している。議会改革・活性化の取り組みとしては、横型ネットワーク型議会を構築しながら通年議会をフル活用し、各種施策を取り進めてき

ている。その足跡は、議会白書・議会活性化計画等に見られる。今後は、総合改革型議会を目指すとしている。これらの説明を受け、意見交換を行った。

4、出席者、議会運営委員会委員7名、議長、副議長2名、随員職員2名、計11名。

以上、本委員会の報告とする。

平成27年9月16日、当別町議会議長、後藤正洋様。

議会運営委員会委員長、岡野喜代治。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） これで議会運営委員会報告を終了いたします。

復命書は議会事務局に保管しておりますので、ご了承願いたいと思います。



◎散会の宣告

○議長（後藤正洋君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

あすは休会といたします。

9月18日は午前10時から会議を開きますので、よろしく願いいたします。

本日はご苦労さまでございました。

（午前10時14分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成27年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成27年第5回当別町議会定例会 第2日

平成27年9月18日（金曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第2号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 認定第 1号 平成26年度当別町各会計歳入歳出決算認定について

認定第 2号 平成26年度当別町水道事業会計決算認定について

散 会

午前10時00分開議

出席議員（13名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
6番	渋谷俊和君	7番	山田明君
8番	古谷陽一君	9番	稲村勝俊君
10番	石川和栄君	11番	岡野喜代治君
13番	高谷茂君	14番	島田裕司君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（2名）

5番	秋場信一君	12番	市川正君
----	-------	-----	------

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	北村和也君
財政課長	江口昇君
企画部長	二木勝義君
企画部参与	吉尾雅昭君
企画課長	長谷川道廣君
住民環境部長	森田至君
環境生活課長	辻野幸一君
福祉部長	五十嵐一夫君
福祉課長	高取真由美君
経済部長	舘田博道君
農林課長	並川敏万君
建設水道部長	堤和弘君
建設課長	高松悟志君
教育部長	野村雅史君
管理課長	山崎一君
代表監査委員	米口稔君
教育委員長	白井応隆君

教 育 長 本 庄 幸 賢 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	滝 本 隆 志 君
次 長	佐々木 由紀夫 君
主 幹	小 川 義 則 君
係 長	浦 島 卓 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員13名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきにお配りいたしました日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

11番 岡野喜代治君

13番 高谷茂君

を指名いたします。



◎認定第1号、認定第2号の上程、説明、付託

○議長（後藤正洋君） 日程第2、認定第1号、認定第2号は関連がありますので、一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま一括議題となりました認定第1号及び認定第2号につきまして、提案の説明を申し上げます。

最初に、認定第1号 平成26年度当別町各会計歳入歳出決算認定についてであります。地方自治法第233条第2項の規定により、平成26年度当別町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算書を平成27年7月27日から31日まで監査委員の審査に付しましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見書を付して議会の認定をいたごうとするものであります。

なお、平成26年度決算における地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の4つの指標につきましては、まず1つの指標として一般会計の収支状況から

判断する実質赤字比率について、当別町では事業の実施に際してコスト意識を高く持ち節約に努め、黒字の確保を図っておりますので、判断比率は算出されません。2つ目の指標として、一般会計と各特別会計の収支を合わせた連結実質赤字比率は国保特別会計に累積赤字が生じているものの、それ以外の会計は黒字であることから判断比率は算出されません。3つ目の指標として、実質公債費比率は15.4%で国の基準内となっており、35%を超える財政再建団体、25%を超える早期健全化団体の基準には該当しておりません。4つ目の指標として、全会計の地方債残高と債務負担行為額、また一部事務組合の赤字や公社などへの損失補填などから算定する将来負担比率は119.1%で、こちらも国の基準内となっており、350%を超える早期健全化団体の基準には該当しておりません。また、水道事業会計、下水道事業特別会計における公営企業の経営健全化基準となる資金不足比率でも両会計ともに黒字となっており、判断比率は算出されず、財政健全化法に基づく健全化判断は全ての比率において健全段階にあることを報告いたします。

次に、認定第2号 平成26年度当別町水道事業会計決算認定についてであります。地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成26年度当別町水道事業会計決算を平成27年6月26日、監査委員の審査に付しましたので、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見書を付して議会の認定をいたごうとするものであります。

以上、認定案件2件につきまして、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 次に、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員（米口 稔君） 決算審査報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成26年度当別町一般会計及び各特別会計について平成27年7月27日から平成27年7月31日までの実質5日間、また地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成26年度当別町水道事業会計については平成27年6月26日に高谷監査委員とともに慎重に審査をいたしました。

その結果、各会計決算書類は法令の様式を備え、また表示された計数は正確であり、諸帳簿と照合した結果も正確であると認めました。

なお、審査結果についての意見書を別紙のとおり提出しておりますので、ご高覧をいただきたいと存じます。

以上、決算審査に関する報告といたします。

○議長（後藤正洋君） お諮りいたします。

本案件につきましては、議長、議会選出監査委員を除く全議員をもって構成する平成26年度当別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに認定第1号、認定第2号を付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議長、議会選出監査委員を除く全議員をもって

構成する平成26年度当別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに認定第1号、認定第2号を付託の上、審査することに決定をいたしました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により、正副委員長の互選をお願いいたします。休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時16分

○議長（後藤正洋君） 再開いたします。

正副委員長の互選結果が議長の手元に届いております。

報告いたします。委員長に石川君、副委員長に岡野君であります。

それでは、委員長のご挨拶をお願いいたします。

石川君。

○平成26年度当別町各会計決算審査特別委員会委員長（石川和栄君） 皆さん、おはようございます。ただいま平成26年度の決算審査特別委員会委員長に指名をいただきました石川でございます。副委員長に指名されました先輩の岡野議員とともに皆様のご協力を得ながら、この責務を果たさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

次年度につながる大事な決算審査特別委員会でございますので、町民の皆様の負託に応えるべく議員の皆様のご十分な審査と活発なご質疑をいただきたいと思っております。そして、町長、教育長を初め各部局の皆様におかれましては、的確なご答弁をお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（後藤正洋君） ただいま設置されました平成26年度当別町各会計決算審査特別委員会の審査は、議会休会中に行うものとし、認定第1号、認定第2号を審査終了まで付託いたします。

お諮りいたします。平成26年度当別町各会計決算審査特別委員会の審査のために、9月19日から9月28日までの間を休会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、9月19日から9月28日までの間を休会とすることに決定をいたしました。



◎散会の宣告

○議長（後藤正洋君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

9月19日から28日までは休会とし、9月29日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はご苦労さまでございました。

（午前10時20分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成27年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成27年第5回当別町議会定例会 第3日

平成27年9月29日（火曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第3号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会

午前10時00分開議

出席議員（13名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
6番	渋谷俊和君	7番	山田明君
8番	古谷陽一君	9番	稲村勝俊君
10番	石川和栄君	11番	岡野喜代治君
13番	高谷茂君	14番	島田裕司君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（2名）

5番	秋場信一君	12番	市川正君
----	-------	-----	------

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	北村和也君
財政課長	江口昇君
企画部長	二木勝義君
企画部参与	吉尾雅昭君
企画課長	長谷川道廣君
広報秘書課長	大畑裕貴君
プロジェクト推進参事	三上晶君
住民環境部長	森田至君
環境生活課長	辻野幸一君
住民課参事	乗木裕君
福祉部長	五十嵐一夫君
福祉課長	高取真由美君
福祉課参事	中出徳昭君
子育て推進課長	森淳一君
経済部長	舘田博道君
農林課長	並川敏万君
商工課長	中谷茂実君

建設水道部長	堤	和	弘	君	
建設課長	高	松	悟	志	君
教育部長	野	村	雅	史	君
管理課長	山	崎		一	君
教育委員長	白	井	応	隆	君
教育長	本	庄	幸	賢	君

事務局職員出席者

事務局長	滝	本	隆	志	君		
次長	佐	々	木	由	紀	夫	君
主幹	小	川	義	則	君		
係長	浦	島		卓	君		

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員13名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきに配付されております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

11番 岡野喜代治君

13番 高谷茂君

を指名いたします。



◎一般質問

○議長（後藤正洋君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序は、お手元に配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

通告1番、山崎君の質問であります。質問は、一括質問、一括答弁方式で行います。

山崎君。

○4番（山崎公司君） 皆さん、おはようございます。今議長の許可をいただきましたので、本日は行政に対して早急に改善を求める3つのテーマについて質問いたします。

さて、10年前、私の諸先輩は町村合併をせず、独自に町のシステムを維持、発展させる誓いをされました。にもかかわらず、なぜこれができなかったのでしょうか。議会も行政も大いに反省すべきと私は思います。過去に何が欠けていたのかを点検するところからスタートしなければなりません。過去を検証しなければ、今後に生かすべき教訓を得ることはできません。その反省に立って、行政は先頭に立ち新たな視点による行政サービスとそれを支える財政システムの構築を目指さなければならないと私は思います。

質問に入らせていただきます。1つ目の質問は、財政の決算を従来1回から年2回の公表についてでございます。当別町の財政について、今期から従来の1回から2回、中間と

期末の公表を定期化する改善を要求いたします。従来年度の決算状況のみを公表されておりますが、町民により財政状況を開示することで理解度を高めることが最大の目的でございます。町民が納めた税金や国、道からの交付金などで健全な財政運営を図り、最少の経費で最大の効果が上がるよう魅力と活気あふれるまちづくりを目指し、予算の遂行がなされていると思います。中間での公表の目的は、1つ、健全な財政状況について、町民に対し税収入の状況、またどのように案件が遂行されているのか。2つ目として、世の中の経済変化と同様、行政に対し町民はスピード感を求めています。3つ目として、行政は行政改革に各部の取り組みを速やかに報告する責任がございます。4つ目に、民間企業では、特に上場企業は四半期ごとに決算、3カ月ごとに決算が求められています。また、多くの市町村は年2回の公表に前向きに実施されています。また、中間報告などで議会議員の監視、政策提言能力の向上と議会議員の支援機能にもつながると思います。

さて、当別町の財政健全化を示す指標として直近26年度の決算によりますと、実質公債費比率は15.4%、全道平均は10%前後です。それから、将来負担比率は119.1%、全道平均で65%前後でございます。これは、行政のほうからははっきり町民には公表していませんが、両方のこの比率は全道179市町村の中で後ろから十四、五番目の位置の数字でございます。179のうち後ろから15番目の内容でございます。これらを今後どのように改善していくのか、その決意と見通しを町長にお伺いします。また、今年度4月から9月までの各会計の執行状況と基金の残高、地方債の残高を公表するシステムを確立し、速やかに公表をお願いしたいと思います。町長の見解をお伺いいたします。

2つ目のテーマは、災害時の業務継続計画BCPの早急な策定を要求する。大規模災害などの発生時を行政機能維持するBCP、ビジネス・コンティニューイティ・プランの策定は、当別町はいまだなされておられません。多くの庁舎が被災し、機能不能に陥った4年半前の東日本大震災の教訓から、政府は各自治体にこのBCPの策定を促しております。防災あるいは減災にもっと積極的に取り組み、ふだんからしっかりとした議論、対策を考える必要がございます。行政として災害等でどういう事態になっても継続的に業務やサービスを提供し続けなければならない行政機能を維持する仕組みを検討しなければなりません。ことしに入りましても、非常に酷ないろんな災害がございます。ついこの9月初めには、鬼怒川が決壊して大きな洪水になっております。

この当別町に振り返ってみますと、皆さんご存じでしょうが、当別歴史ボランティアの会で「当別歴史ガイド」というのが最近発行されております。これによりますと、当別町ができて145年の間には大変いろいろな災害で、特に水害ですね、これで困っているという内容が記されています。ちなみに、明治31年、これちょっと古いあれですけども、石狩川が大洪水になって被災者が1,412名、その後石狩川というのが石狩まで真っすぐになったのです。今までは茨戸に行っていましたけれども、災害によって10年間かけてあれが真っすぐになりました。それと、戦後、昭和26年、この当別町の27軒の火災というものもございました。昭和29年、1,400名以上の方が亡くなった洞爺丸台風、これは台風15号でし

た。これも多くの被害を受け、そのときは当別町の現職の教育長がこの事故で亡くなっておりま。それから、56年には石狩川、当別川、基線川等の大雨の洪水でかなりの被害を受けました。被害額は45億円と公表されております。太美の西当別中学校は体育館が床の上まで水がつき、私もたまたま夏で帰省しているときには自分の家の床上まで水がついて、ボートで移動したという内容です。それと、石狩川の水位が上がったために1週間電車がとまったという記憶も今ございます。

災害は、忘れたころにやってきます。災害に当たっては、事前に防災があり、減災対策があり、発生時の救援があって、その後の復旧、復興がございます。この一連のプロセスから必ず行政としてこのBCPの策定が重要でございます。また、災害時には私たち議員自身が議会人であると同時に、一人の住民として災害に対応しております。同時に、執行機関との連絡や住民の要望を取りまとめ、地域の避難体制づくり、議員が議員として果たす役割には大きなものがございます。被災地域や被災者の情報と災害対策をする側との情報をどのように結びつけていくのか、議会や議員の重要な役割でございます。

ことし5月、内閣府は市町村向けにBCP手引の簡略版を作成し、全国の市町村に通知されております。優先して策定すべき6要点ですが、まず1つ目として首長が不在時、職務代行順位と職員の参集体制。2つ目に、本庁舎が被災に備えての代替庁舎のリスト。3つ目に、非常用発電機や燃料、水、食料の確保。4つ目に、防災無線や衛星電話の準備。5つ目に、戸籍など重要データのバックアップ。最後に、災害発生後1週間までの優先業務の整理。このような6要点が優先してやるようにということで求められております。当別町の現状の対応について、町長に回答願います。また、住民が安心、安全な生活を守るためのこのBCPを今まで策定できなかった理由と今後いつの時点でこれが策定できるのか、町長から町民に向けて回答をお願いいたします。

3つ目の質問です。マイナンバー制度の対応でございます。この1週間後にスタートするわけですが、マイナンバー制度は高齢化と経済構造などの大きな変化の中で4つの目的で導入されます。1つ、番号を利用した効率的な行政事務の処理と確実かつ敏速な情報の授受。2つ目に、公正な給付と負担の確保を図ること。3つ目に、手続の簡素化と負担の軽減。4つ目に、個人番号その他の特定個人情報を適正かつ安全に取り扱うことでございます。これにより、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報ということを確認するために基盤が今回構築されます。マイナンバー制度の今後の流れとして、もう来週10月5日に住民票に記載された住所に家族全員のマイナンバーが通知されます。通知書が送られます。年明けて1月、社会保障や税に関する行政手続でマイナンバーが必要になります。また、通知書をいただいて、希望者に対して個人の写真入りの個人番号カードが配付されます。翌年2017年の1月からは、各個人がマイナンバーの関連情報をパソコン上で閲覧できるマイナポータルサービスの運用が開始されます。私がパソコンで見て、そのデータが何に使われているかということが我々がわかるということです。

マイナンバー制度の本当の狙いは何でしょうか。国が国民を監視するのではないか、国

民の財産を取り上げるようにするのではないかという、人によってはこのような恐ろしいことを言っている方もおります。普通の人々の暮らしを便利にして、困っている方の状況を敏速かつ正確に把握して必要なサポートを提供できるようにする、普通に暮らしている方には何も恐ろしいものではないと私は思います。ただし、不正をしている方やずるやごまかしをしている人にとっては余り好ましい仕組みではないのは事実でございます。マイナンバーは、12桁の数字の列であることから、名前や住所よりも漏えいや悪用されるのではないかと心配される方が多いと思います。この心配や懸念に対するために、また安心、安全を守るために、1番、特定個人情報保護委員会という組織がしっかりと監視、監督されるということです。2つ目に、マイナンバーの管理を一元管理ではなく、分散管理によって漏えいリスクを減らすということです。また、取り扱いに関しては非常に厳格なルールが準備されております。4つ目に、マイナンバー情報を漏えいした者とその企業あるいは自治体に厳格な罰則が発生してまいります。万が一情報が漏えいしてしまったときに速やかな番号の変更が可能でございます。来年1月からマイナンバーを活用されるのは、税、社会保障、災害対策の3分野に関連する行政手続に限られます。今後鉄道、バス、自動車、医療、電気、ガス、水道料金、金融、教育などに幅広く利用範囲を拡大することを検討されているのは事実でございます。私たちは、日ごろの取り扱いに当たり、皆さんがお持ちになっているクレジットカードの番号と同じような注意が必要と私は思っております。仕事や暮らしの中でマイナンバーは不用意に見ない、言わない、聞かない、扱わないという、この4つの注意点を踏まえて扱うようにしなければならないと思います。

マイナンバーは、行政サービスを大きく変える可能性を占めております。まず、社会保障や税などの行政分野から利用が開始され、住民の目から見るとマイナンバーを使うようになれば役所の窓口での煩雑な手続はなくなるはずだと考えるのは当然のことだと思います。住民や民間企業側もさまざまな事務の負担をしなければ成り立たない制度です。ですから、行政側にはその方々が納得できるような事務の効率化に向けてたゆまぬ努力が必要ではないかと思えます。全ての手続を自動化して廃止するとか、窓口に来なくてもよいとか、そして浮いた時間と職員は住民へのサポートにつぎ込む、このような新しい行政を実現してほしいと私は思います。

個人番号カードについて、自治体の条例を定めればICチップの空き領域にさまざまなサービスのアプリケーションソフトを搭載してもよいとのことで、この搭載ソフトが社会保障と税制度に類するサービスの一環であるなら、地域の経済振興政策の役割に行政の創意工夫が求められます。例えば電子マネーやクレジットカード機能をチップに搭載し、行政手続の料金、診療費の支払い、さらに健康管理サービスや観光事業と連携して地元事業の活性化に活用することができると思います。ぜひこの点については検討の上、町長の考えをお伺いいたします。

さて、日本年金機構の情報の流出をきっかけにマイナンバー制度でも情報の漏えいの不安が広がって、行政のセキュリティー強化が課題となっております。行政が使っている個

個人情報重要度が高く、慎重に取り扱わなければならないと思います。金融機関の情報漏えいなど、民間の事例を参考に対策を進めてほしいものです。そのために行政内の規定などの情報の共有、行政で個人番号を扱う事務の範囲というのは、職員などの給与厚生業務あるいは外部に対する支払いの関連業務、その情報の内容の範囲、取り扱い担当者などマイナンバーにかかわる業務の洗い出しが必要です。その上で行政内の規定の改定が必要かどうか、文書化して関係部署で情報を共有するということが必要です。システムの対応ですが、番号を管理する基幹システムとインターネットにつながる情報系システムの分離作業をなさっているかどうか。3つ目に、外部からの不正アクセスだけでなく、社内からの情報漏えいリスクも存在いたします。そのために社員研修などで徹底した安全対策を実施する必要がございます。

最後に、行政が行うべき安全管理措置について述べます。早急に確認の上、実施願いたいと思います。まず、1つ目に、組織的安全管理措置、組織体制の整備です。責任者の氏名、当然どなたかが責任者になります。担当者の権限と役割の明確化、取り扱い規定等に基づく運用、情報漏えい等の事案に対する体制の整備。2つ目に、人的安全管理措置として事務の取り扱い担当者を監督及び教育。3つ目に、物理的安全管理措置として特定個人情報等を取り扱う区域、場所の管理。それから、機器及び電子媒体等の盗難されないような防止、個人番号の消去、機器及び電子媒体等の廃棄のときの安全管理、最後に技術的安全管理措置というのはアクセスの制御、制限ですね、アクセス者の人別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止ということです。このような措置、現状でどのような状況であるか、町長にお伺いします。前期1,500万の予算で、また人員も2名ふやし、十分準備、整備されているとお伺いしておりますが、これらについて実行できていない点は早急に検討の上、実施願います。また、行政がこのマイナンバーの幅広い活用を目指すなら、まずはその内容を広報、説明会等で周知徹底し、関心を持たせるような、町民に丁寧に根気よく何度も説明する必要があります。また、案内窓口の設置も必要だと思います。町長として、この安全管理措置を行政一体となって万全な体制で絶対に漏えいしないと強い決意と考えをお伺いいたします。

私は、議員になってちょうど5カ月経過いたしました。最後にこの5カ月の間、会派として総合戦略の人口減少に対する対策で成果を上げておる2つの地域に行ってまいりました。四国の徳島県の神山町、それから、高知県の土佐山、同時に皆さんよくご存じでしょうが、島根県の海士町の山内町長の講演、さらにこの7月には旭川の近くの東川町、こちらには今試験栽培している産業大麻の視察、同時に東神楽では木質バイオの視察に参っております。先ほど申しました人口減少に対する成功しているところのポイント、3カ所の共通したところがございます。危機感を持って、目標を持って着実にやっていると。それが私の強い印象です。特にやっぱり成果が出るのは5年から10年ぐらいかかっております。

時間がまだちょっとございますので、参考までに海士町の山内町長の考えを披露しておきます。非常に参考になると思っています。人口2,400人のうち2割を移住者が占める1

ターンの島として注目されております。現在山内町長は、海士町で生まれてN T Tに勤務していましたが、自分の母親の介護のために早期退職し、95年に町議選に当選しております。2002年に町長に就任時の状況は非常に高齢者、ここも30%超えておりました。高校を卒業した者が島を出ていき、30代、40代の方が少なくなり、地方債が100億以上になって財政再建団体になるおそれが出てきました。2004年、トップとして姿勢を示そうと町長みずから給与30%カットいたしました。幹部職員や一般職員にも自発的に給与カットの動きが広がりますと住民の意識も変わり、スポーツ団体の補助金も返上、各委員の出張日当、これの減額の申し出もあり、結果的に2億円の財源が生まれ、子育て世帯の支援、例えば15歳まで医療費の無料、出産の祝金、小学校、中学校に入る入学準備金、子育ての世帯に支援のお金を入れました。攻めの戦略として1次産業のイワガキの養殖とか塩の製造、イカ、ナマコの加工など1次産業の再生を目指し、物づくりによる島づくりの結果、10年間で移住者は437名、子どもも10年前は10人しか生まれていなかったのが20人、人口減少の歯どめがかかりました。物づくりの地域づくりを進めておりましたが、最も大切なのは人づくり、教育であると強くおっしゃっていました。この海士町には県立島前高校というのがあるのは皆さんご存じだと思います。18年前、80人の入学者がおりましたが、6年前、28人まで減少、高校がなければ島の外に出て行って人口流出のおそれがあります。町長は、一流の塾講師を雇い公営塾を開設、今や有名校にたくさんの方が合格するというので、大阪や東京から多くの島留学生が来ております。今や全学年2学級に復活いたしております。現在地方創生が叫ばれておりますが、自分たちの町は自分たちで守るしかない。金がない、前例がない、制度がないと理由をつけて何もしないということが一番悪いことだと。新しいことをするには倍の努力が必要ですが、動けば必ず形になるという言葉が私は物すごく印象に残っております。私たちもいろんなこういう参考にして、行政も議会も議員もやっぱり変わらなくてはいかぬ。子どもたちの未来はありません。この機に真剣に今まで以上に新たな気持ちで取り組まないといかぬなという印象をこの町長の講演で感じました。

以上、きょう3点、行政として改善を早急にしていただきたい3点を申し上げました。前向きな回答を町長からいただきたいと思っております。

○議長（後藤正洋君） 今山崎君の質問がありました。後段の部分ありましたけれども、大きく3点の質問がありましたが、その3点をまとめたの、それを町長に推進していただきたいという趣旨での発言だったというふうに理解をさせていただきますので、質問ではないということでご理解をいただきたいと思っております。

ただいまの山崎君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 山崎議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、財政状況の公表に関するご質問ですが、まず初めに財政状況の公表につきましては、当別町におきまして、これは条例に基づきまして年2回、財政状況を公表し

ております。ホームページとか広報とか、それには公表しておりますので、ぜひごらんをいただきたいと思います。今民間での決算報告の例をお話がありましたけれども、参考までですけれども、いわゆる町民の理解度を高めるために項目だとか公表の方法などについてはさらに工夫をしていくことが必要かなとは思いますが、公表につきましては私どももほかの市町村と同様に年2回しておりますので、申し添えます。

それから、財政健全化の指標の見通しについて、平成26年度から第2期財政運営計画に基づきまして計画的な財政運営に努めております。この計画の中で財政指標に関する目標設定を行っておりまして、計画期間は平成26年度から30年度までの5年間、実質公債費比率の目標設定は12%以下、将来負担比率は125%以下というものであります。道の中でまだまだ甘い、下のほうだよというご指摘は全くおっしゃるとおりですが、一旦ふえた、こういった公債あるいは将来負担比率のパーセントは一気にあしたできるわけではありません。じっくりやっていくことでないと、一気にやると何が起るかというと、その町はつぶれます。ですから、その辺は道の順位がどうだとかというようなことにはかかわることなく、着々と私たちがやることをやっていく、これが私たちの方法だというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、平成27年4月から9月30日までの各会計の執行状況と基金の残高、それから地方債の残高を公表するシステムについては、これも先ほど触れましたけれども、現在行っております年2回の財政状況の公表で行っていきまして、4月から9月分、ことしの分につきましては9月30日現在の財政状況を11月に公表することにしておりますので、ぜひごらんをいただきたいというふうに思います。

災害時のBCP、いわゆる災害時の業務継続計画の策定についてのご質問にお答えいたしますが、今山崎議員のご発議のとおり、本年5月に内閣府より市町村のためのBCP作成ガイドの通知がありました。その作成ガイドでは、BCPをどのような文書体系にするかは各市町村の状況を勘案して、必ずしも独立した計画書でなくてもよいとされておりまして、また必要な要素が既存の文書体系に盛り込まれている場合はこれで足りるものであるというふうに示してあります。内閣府が示しておりますBCPは、という点ではですから未策定ではありますけれども、先ほど議員からご指摘の優先して策定すべき6要点のうち5点、すなわち首長が不在時の職務代行順位と職員の参集体制、それから本庁舎被災に備えての代替庁舎のリスト、非常用発電機や燃料、水、食料の確保、4つ目の防災無線や衛星電話の準備、5つ目の戸籍など重要データのバックアップ、これらの5点につきましては本町において本年6月に全面的に改正を行いました当別町地域防災計画の中で対策を明記し、実施に移しているところであります。まだ策定していない要点では1件、災害発生後1週間までの優先業務の整理ということについてですけれども、これについては今後当別町地域防災計画の中でできるだけ早く盛り込んでいきたいと考えております。

議員がおっしゃいました災害は忘れたころに来るのだよという点は、私たちが常に心にとめておかななくてはいけないことであります。災害時に町民の生命と財産を守って、町民

生活への影響が最小限になる。今後もそのために当別町地域防災計画の継続的な改善を行って、防災訓練ももっと頻繁にやる、いわゆる実効性を高めていくということに今後とも努めてまいりたいと思っております。

次に、マイナンバー制度についてのご質問ですけれども、マイナンバー制度による可能性というものは私も非常に大きく期待しているところであります。各種の行政サービス、手続に対する住民の皆様の手間や時間が省かれ便利になる、また事務の効率化に大きく寄与するものと考えております。今後さらに活用範囲が広がって新しい行政の実現というのが期待される場所ですけれども、それを実現するためにも何よりもまずしっかりと安全を確保し、必要な準備を整えながら制度を開始させることが最優先するというふうを考えております。独自利用等の活用方法についても、安定して制度が運用された後に個人番号カードの利用事例だとか普及率だとか住民ニーズなどを見きわめながら検討していきたいと。急ぎでやるということではないということを進めていきたいというふうを考えております。

それから次に、ご指摘のありました4つのポイント、いわゆる組織的安全管理あるいは人的安全管理措置、物理的な安全管理措置、技術的安全管理措置、そのいずれもがマイナンバー制度の運用を行う上で担保されなければいけません。それがもう大前提となっております。まず、組織的あるいは人的な安全管理においては、情報を有する担当課において特定個人情報保護評価というものを行いまして、取り扱う情報や事務の範囲、担当責任者などを明確にしております。また、副町長をトップとする電子自治体推進委員会が庁内に組織され、情報セキュリティの安全確保に向けて取り組んでおります。具体的には、全職員を対象に情報セキュリティ研修の受講を義務づけ、情報管理の重要性について啓発し、さらに本年度からは年金機構でのセキュリティ事項を教訓として標的型攻撃メールなどの偽装メールに対する訓練なども実施してやっております。情報管理系には、情報システムに精通した職員として専門知識、技術を有するシステムエンジニアを2名配置し、セキュリティ意識の啓発などを行うとともに、異常が発生したとしても職員により直ちに対応できる体制を整えております。それから、物理的、技術的安全管理におきましては、大切な住民記録などの個人情報がインターネット回線から完全に分離されている。それから、総務省の求める基準というものは十分クリアしております、こういった情報を扱う区域や職員の限定されております。おっしゃるように、盗難防止あるいは外部アクセスの防止、いろんな観点、今考えられるいろんなこういった事故、これの安全対策には万全を期しているというふうに申し上げます。もちろんこういうものは将来ともに、では万全かということ、そうとは限りません。いろんなことが出てまいります。常にセキュリティには細心の注意を払って、将来に向けても怠ることのないようにしていくという覚悟を持って進めたいと思います。

以上、山崎議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 山崎君。残り時間は2分15秒です。

○4番（山崎公司君） 質問が2つございます。

先ほど年2回公表なさっているということで回答ございましたが、具体的に遂行率だとかその辺のところは、例えば広報に出すとか、11月に公表されているということをおっしゃいましたが、やっぱり12月ぐらいにしっかりと4月、9月の遂行率、その辺はホームページというのではなくて、そういった形でなさったほうが私はいいと思います。より住民全体に周知徹底するという意味で考えております。

それから、2つ目、いろいろとマイナンバーについては対策を打たれているという印象を持っております。具体的に質問させていただきます。このマイナンバーに関する責任部署、責任者、これも決まっていると思いますが、もし今公表できるのであれば発表していただけますか。この2点でございます。

○議長（後藤正洋君） 再質問に対する町長の答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時47分

○議長（後藤正洋君） 再開いたします。

町長。

○町長（宮司正毅君） 少々お時間をいただきまして、どうも失礼しました。

まず、最初の遂行率等の公表の件ですけれども、全体としては今まで公表している中でやっておりますけれども、確かに個々のものまで全部遂行率等のあは出しておりませんので、その辺の工夫はこれからも少ししたほうが町民への理解が深まるかなと思いますので、検討してまいりたいと思います。

それから、マイナンバーの責任者の件なのですけれども、戸籍だとか税務あるいは福祉、こういった課が、それぞれの情報を扱う担当課長ですね、そこの担当課長が責任者ということになります。ただ、それを統括する部署としては、企画部広報秘書課、特にそれを扱っておりますのは情報管理係というのがこれを扱っております。いずれにしても、各課連携のもとで業務を推進することになります。

山崎議員のご質問は、多分責任者というのは取り扱い責任者という意味でおっしゃっていると思うので、こういう回答を申し上げてはおりますけれども、全ての責任というものは当然町長にあるわけでございますので、ここの事務の責任は今申し上げた部署で行うことにしているということでよろしゅうございますか。

○議長（後藤正洋君） 以上で山崎君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告2番、稲村君の質問であります。質問は、一問一答方式で行います。

稲村君。

○9番（稲村勝俊君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をいたします。

本年1月23日、当別町子ども発達支援センターが移設、落成されました。近年少子化が進む中、社会的に発達障がいに対する関心は高くなってきており、多様な特性、特質に対し早期段階での適切な支援が求められ、知的、言語、肢体発達に障がい、おくれや不安の児童を対象に療育指導を行い、生活や遊びの中での人とのかかわりを通して情緒の安定を図り、早期療養の場として心身の発達を支援しており、悩みながら育ててきた親御さんたちにとっても心強く、福祉施策の外部委託が進む時代、公共での施設の設置、運営体制、実施事業の施策に対し高く評価をるところです。保護者の需要や育児能力の欠如といった現代社会の課題もあり、今後も子どもの発達障がいの拡大が想定される中、親と子の身体や精神の健康を守り、育む施策の充実は費用対効果の見えにくいものですが、他の市町村と比較し、高い水準にあり、施策の推進により大きな成果が得られるものと考えています。

そこで、さらに安心して子どもを産み育てられる子育て支援の乳幼児等医療費助成制度の拡充について伺います。乳幼児等医療費助成制度の拡充、無償化について3月定例会、6月定例会におきましてそれぞれ一般質問があり、中学生までを無償化した場合6,500万円程度の助成額になり、町単独事業としての実施は非常に厳しい状況にあるということを理解いただきたいとの答弁がございました。当別町では、国の助成基準の準用から平成20年10月より助成制度の対象範囲を北海道基準に合わせた拡大をされ、小学生の入院、指定訪問介護に係る医療費について助成対象となりましたが、全国の自治体でも助成の拡充が進んでおり、近隣自治体と比較しても助成内容のさらなる充実が望まれております。新篠津村では、高校生まで医療費が無料になっており、札幌市では中学生まで入院などの医療費助成が拡大をされています。自治体格差が進んでいる子どもの医療費助成の拡充を当別町の人口減少、少子化が平成11年より継続し、当別町の将来に影響を及ぼし得る危機的な状況から町の明るい将来展望を描くためには戦略的な発想と対策の導入が必要と、当別町少子化対策戦略プランが平成25年3月に策定され、子どもにやさしいまちづくり戦略プランの基本施策、子育て応援プランの中で札幌市並みの助成拡大として中学生までの入院を一部助成、就学前まで初診料一部負担のみで受診可能とした乳幼児等医療費助成拡充事業案が明記され、独自に助成拡大を行う自治体も多く、当別町も独自施策の導入を目指すべきとしております。戦略プランは、第5次総合計画を上位計画とし、少子化対策に関する個別計画です。第5次総合計画の中期、おおむね平成30年度をめどに予定されていると考えますが、医療費助成は移住先選択肢に重要視される事項でもあり、必要とする医療を受けやすくします。札幌市以上の拡充も選択肢に入れるべきと考えます。子どもの未来をみんなで作る、次代を担う子どもの育つよう社会全体で応援するという観点から、子どもにかかる経済的な負担軽減や健やかな成長と福祉の増進を図るためなど、子どもの医療費助成の拡充を早急に進める必要があると考えますが、考え方を伺います。

次に、中学生までの医療費無料化助成については、財政状況から負担が大きく厳しいと理解をしていますが、現行の要件で小学生まで、中学生まで、高校生までとした場合の助成負担増額の想定について伺います。

また、国民健康保険の国民健康保険国庫負担金が子ども医療費の助成に取り組む自治体に対し減額をしている措置もありますが、全ての市町村が対象年齢や所得制限の違いはあるが、何らかの助成を行っていることから、近年は助成内容で自治体間の競争が激化しているためや地域で格差が生じないように国の責任による自己負担の引き下げを求めていくこと、子ども医療費の助成に取り組む市町村に対してのペナルティー措置の見直しを厚生労働省有識者検討会において子育て応援や地方創生の観点から自己負担や医療費助成がどうあるべきかを来夏をめどに報告書をまとめる予定のようですが、基本的には財政の格差が子ども医療費の助成制度の格差にならないよう国においても早急な対応を望むところです。

次に、予算策定は予算ありきでなく、当別町の未来を見据え、総合計画をもとに政策評価を得て組み立てていると推測しますが、予算策定までの流れについて伺います。

以上で質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 稲村君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 稲村議員の一般質問にお答えいたします。

乳幼児等の医療費助成制度の拡充に関するご質問ですけれども、稲村議員もご承知のとおり3月の定例会、それから6月の定例会における一般質問でも答弁をいたしましたとおり、その必要性については子どもの健全な教育、育成に寄与するということや子育て世帯の経済的負担の軽減といった観点からも重要な施策であるという認識をもちろんしております。また、子育て世帯の増加をこれから目指していくに当たっては、こういったことがその一助になるものでございますので、優先的に取り組むべき施策であるというふうには考えております。

現行の助成要件のまま、年齢の要件を今現行やっています3歳から小学校入学前までを小学生から中学生までにそれぞれ引き上げた場合、具体的にはどの程度の財政負担が増加するなんていうことを計算してみましたら、少子化の対策戦略プランに掲載をしておりますけれども、400万円程度になるというふうに試算ができます。また、さらに中学生までの年齢要件を今度高校生までとした場合には、高校生の場合は入院に至るような罹患率というのは低いものですから、これを考慮しますと100万円にまでいかないのかなという試算になっております。議員ご指摘のとおり、子どもの医療費の助成制度は移住先を選択する際の重要な施策、重要視される施策といえますか、そうでありますので、子どもの世帯を当別町に呼び込むためには、少なくとも札幌市、江別市、石狩市という当別の隣接市を上回る魅力ある制度設計が必要だと考えております。まち・ひと・しごと創生総合戦略というものが今行われておりますけれども、この中に盛り込んで優先施策としてこれを位置づけて検討していきたいというふうに考えております。

それから、予算編成に向けては、議員ご指摘のとおりこれまで町の未来を見据えた政策評価を経て編成作業に入っていくというものであったのですが、今後は現在策定中のまち・ひと・しごと創生総合戦略を、これを十分に踏まえて予算編成となっていくものと認識をしております。町を見据えた政策評価というものに関して、これをやっていく上で今までのものをどうやって少しでも削っていくかということも含めて、事務政策評価などにもみずからも出席して、そして将来の政策、未来を見据えた政策評価というものにお金が回っていけるように、今後ともさらにその精度を高めていきたいというふうに思っております。

これで全部回答できたかどうかわかりませんが、私の回答とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 稲村君。質問席でお願いいたします。

○9番（稲村勝俊君） 前向きな姿勢の答弁をいただきまして、ありがとうございます。ぜひ財源を確保していただき、乳幼児等医療費助成の拡充が実行され、当別町で子どもを育て住み続けたい町と考えていただけることを期待いたしまして、要望とし、質問を終わりたいと思います。

○議長（後藤正洋君） 以上で稲村君の質問を打ち切らせていただきます。

ここで5分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時09分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

次に、通告3番、佐藤君の質問であります。質問は、一括質問、一括答弁方式で行います。

佐藤君。

○1番（佐藤立君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

当別町の人口は、ことし8カ月間で208人減少しました。このままいけば、ことしじゅうに1万7,000人を割り込むでしょう。現在の第5次総合計画が始まった平成21年4月1日時点の人口は、1万8,958人でした。平成30年までの第5次総合計画に定められた目標人口は2万人、10年間で1,000人ふやすことを目指したものの、折り返し地点を過ぎた現時点で1,917人減少してしまっただけです。もちろん人口が全てではありません。しかし、さまざまな施策の積み重ねにより、この町で暮らしたい、この町に住み続けたいという人々の思いが人口という数字に結果としてあらわれるのです。町のある計画では、当別町の人口減少について、日本全国が抱える問題を背景として当別町においても人口減少、少子高齢化が進んでいると分析しています。確かに平成20年ごろを境として日本の人口は減少

を始めました。しかし、全ての自治体で当別町のように人口が減っているわけではありません。道東の芽室町では、平成21年4月1日の人口が1万9,371人、ことし8月31日現在の人口が1万9,039人、332人の減少にとどめています。さらに数年さかのぼれば、平成16年の芽室町の人口は1万8,669人、当別町の人口は1万9,907人、当時の人口は当別町が1,238人多かったのです。今は、芽室町が1,998人多くなりました。これは、決して町だけの責任ではありません。しかし、これまでの取り組みには足りないところがあったと認識しなければいけません。では、何が足りなかったのでしょうか。これまでの取り組みについて細かな分析が必要なことは言うまでもありませんが、ここでは今後の可能性を示す一つの事例をご紹介します。

徳島県神山町は、創造的過疎をキーワードにサテライトオフィスの進出や若者の移住などで注目されている人口およそ6,000人の町です。徳島市から車で1時間の距離にあります。この町のまちづくりの中心にいるNPO法人グリーンバレーの大南信也さんは、昨年8月に開催された内閣府まち・ひと・しごと創生に関する有識者懇談会に招聘されるなど、地方創生の先駆者として注目されています。私は、6月下旬に会派の研修で神山町を訪れ、NPO法人グリーンバレーと神山町役場でお話を伺いました。そして、神山町には陰の仕掛人ともいうべき職員の方がいらっしゃることを知りました。その方は、こんな取り組みをされていました。神山町は、昔から梅の里として知られていたそうです。そして、町では毎年3月に開かれる梅まつりのチラシを作成して、徳島市など近隣に配布をしていました。せっかくチラシをつくるのに、梅まつりの情報だけではもったいない。そう考えたこの方は、町内のさまざまなイベントの情報を収集して梅まつりのチラシの裏面に掲載することを始めました。集落単位で開かれる小さなお祭りを含め町内のイベントをどんどん拾い上げたのです。この取り組みを続けた結果、神山町は年間の観光入り込み客数が100万人、近隣からは観光の町として認識されるに至りました。もちろん四国八十八ヶ所霊場の一つがある効果もありますが、人口が当別町の3分の1の小さな町に当別町の倍以上の観光客が訪れているのです。毎年作成していた梅まつりのチラシにちょっとした創意工夫を加えることで大きな動きをつくり出す種をまくことができたのです。ちなみに、その職員の方は来春定年を迎えます。役場を離れ、地域の一員としてまちづくりにかかわれることを楽しみにされていました。これは、あくまでも一例ですが、町の業務には町の未来を変えることができる多くの可能性が隠されているのです。しかし、それはどこにあるのか、なかなかわかりづらいものです。また、いつ成果が出るのか、どのような成果が出るのかも見えづらいものです。しかし、積極的な取り組みを続ける10年と続けない10年では大きな差が開いてしまいます。その一つの例が神山町であり、また芽室町と当別町の差でもあります。

さて、今当別町が何を置いても取り組むべき課題は人口減少です。一つの地域共同体としての当別町を今後も持続させていくためには、人口ピラミッドのバランスを整えなければいけません。子育て世帯を中心とした若年層の増加を基本とした人口減少対策に待った

なしで取り組まなければいけません。人口減少に対しては、全町的な取り組みが必要であり、全ての部局、全ての業務が人口減少対策に直結しているという認識で臨まなければいけないと考えます。また、そのためには部局の垣根を超え、組織に横串を刺すような発想が重要だと考えます。そこで、まずこの点について町長の認識と決意をお伺いいたします。

また、人口減少対策の柱として子育て世帯の移住を促進するためには、聖域なき予算の組み替えにより抜本的な歳出の見直しが必要であり、あわせて子育て、教育を重視した予算編成をとる必要があると考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

次に、子育て、教育関連で幾つかお尋ねいたします。子育て、教育は、子育て世帯の移住促進に直結する分野であると同時に、複数の部局にまたがる分野でもあり、組織に横串を刺す発想が特に求められる分野です。十分な予算が必要なことは当然ですが、先ほどお話しした神山町のように既存の事業であっても少しの創意工夫で効果を高めることも可能です。現在当別町で実施に向けて準備を進めている一貫教育は、保護者の方々に当別町で子育てをしたいと考えていただくための有効な手段になり得ると考えています。小中一貫教育の最も望ましい形は、小学生、中学生が同じ敷地で学ぶ一体型であると考えますが、別々の敷地で学ぶ分離型であっても一貫教育の根幹となる意義が変わるところはありません。その小中一貫教育の根幹は、15歳の子ども像の共有にあると私は考えます。この点について、教育長のお考えをお伺いいたします。

また、子どもの発達における幼児教育の重要性を踏まえれば、小中にとどまらず、幼小中の一貫した教育を行うことが必要と考えます。教育長のお考えをお伺いいたします。

次に、子育てを所管する福祉部と教育を所管する教育委員会は現在でも相互に情報を共有しつつ、当別町の次世代育成のための施策に取り組まれていると理解しています。しかし、より連携を強化するとともに、保護者の方々の利便性を高めるためには、福祉部のうち子育て推進課など子育て関連の部門を教育委員会へ移管することが必要と考えます。この件について、平成25年12月定例会の一般質問に対して、町長より一貫教育、特色ある教育を具現化していく中で教育委員会への所管がえについては個別業務ごとに検討し、判断する旨、また教育長からも福祉部の業務と一体化したほうがより効果的となれば、教育委員会に諮り協議したい旨答弁がありました。そこで、現在の検討状況と今後の方向性について町長にお伺いいたします。

また、教育委員会をゆとろへ移転することができれば、子育て、教育関係の窓口が1カ所に集約されます。さらに、職場が同一建物内にまとまることで職員相互の意思疎通もより円滑になると考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

次に、今年度から実施されている放課後学習会に関連してお尋ねいたします。この放課後学習会は、教育委員会と福祉部の連携により順調に実施されています。この学習会をきっかけとして、子どもたちによりよい学習環境を提供するためには、今後福祉部、教育委員会が共同して学習補助教材の整備を進めることを検討すべきと考えますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

次に、子育て支援の具体的施策について1点お尋ねいたします。ファミリーサポート事業は、多くの町民のご協力で他市町村と比べても遜色のないサービスを提供しています。その一方で、登録しながら利用、活動されていない利用会員、協力会員も多くいらっしゃいます。そこで、現在利用または活動されていない利用会員、協力会員の方々にアンケート調査を実施するなど、より詳細な実態及びニーズの把握に努めることでファミリーサポート事業の質や利便性をさらに高め、より多くの町民の皆様の子育てを支援できると考えます。この点につき、町長のお考えをお伺いいたします。

最後に、公園など子どもの遊び場整備に関連して4点お尋ねいたします。この分野も子育て世帯の関心が高いと同時に、複数の部局にまたがる分野です。まず、公園遊具の修繕については、一昨年に実施した子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査を初め、さまざまな場面で多くの町民の方々から要望があるところです。また、平成25年9月定例会の一般質問に対して、当別町少子化対策戦略プランのとおり子どもたちが安心して安全に遊べる場を確保すべく、地域のニーズに合った再編を計画的に進めていく旨答弁がありました。限られた財源の中では、公園遊具の整備についてもニーズを踏まえつつ、選択と集中が必要と考えます。そこで、今年度策定中の公園遊具長寿命化計画の策定状況と今後の公園整備の方向性を町長にお伺いいたします。

また、公園整備のためには新たな財源の確保も積極的に検討する必要があります。財源候補の一つである公園命名権売却については、平成26年9月定例会一般質問に対して、命名権の設定は有効な手段であり、公園の整備に限らず、他の公共施設などについても導入に向け検討を進める旨答弁がありました。その後の検討状況を町長にお伺いいたします。

また、今後想定される大規模な公園遊具の更新整備に当たっては、町民や移住候補者を巻き込んだ公園づくりを行うことの効果が満足度の高い公園整備ができるだけでなく、他市町村では見られない先進的な取り組みとして移住促進の効果も見込めると考えております。先日のC R Cに関する講演会で紹介されたゆいま〜る那須の事例は、方面は若干異なりますが、この参考となる事例の一つであると考えております。事業は、その取り組み方を少し工夫するだけで2倍にも3倍にも効果を高めることができるのです。町民や移住予定者を巻き込んだ公園づくりについて、町長のお考えをお伺いいたします。

最後に、より長期的な視点からは、今後必要となる小中学校、役場など公共施設の建てかえに備え、例えばプレイハウス機能や児童館機能の一体的な整備の可能性についても部局横断的な検討を進める必要があると考えております。現在の検討状況、また今後の取り組みについて、町長のお考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 佐藤議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、人口減少対策に関するご質問ですけれども、まずもって芽室町あるいは徳

島県の神山町のわかりやすい事例をご紹介いただき、ありがとうございました。佐藤議員ご指摘のとおり、これまでの取り組みには足りないところがあったということは私も認識をしているところであります。今事例紹介のあった芽室町については、帯広市のベッドタウンとして開発されたということに加えて、やはり地場産業を生かした食品加工企業ですね、こういった立地、それから大手自動車メーカーのテストコースの建設、こういった産業化が成功した、そしてそれをベースに一定の人口確保できている好例であるというふうに私も認識しております。それから、神山町のちょっとした工夫で交流人口が増加している事例、これはもうまさにうらやましいのですが、我が町もことし当別神社と商工会の青年部と青年会議所がコラボレーションして、神社祭りのビアパーティーにおける花火大会、こういったものを実施して大変なお客様を呼んできた成功例が1つありますが、こういったものと共通するとか、そういうものだと思います。要は、町を挙げての祭り、当別まつりといったものの実現につながっていくものと感じておりますので、その辺の神山町のそういった工夫をまねて我々もやることあるかなというふう感じた次第であります。

現在当別町では、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を進めていることはご承知のとおりだと思いますけれども、策定作業の中で考えられているプロジェクトは、ある意味ではもう全てこの人口減少対策に直結するものであります。私が今掲げております4つの施策の実現に向けて、より人口減少対策を意識して総合戦略に掲げるプロジェクトは各部局の施策を超えた発想も大いに含んでおりますので、この総合戦略の策定をもって佐藤議員の言われる横串を刺す、こういったことにしていきたいというふうに考えております。今後この総合戦略の推進に当たっては、これまで以上に佐藤議員ご発議の、いわゆる部局間が連動すること、これは非常に重要であるということは私も重々理解をしておりますので、町の行政が丸となって人口減少対策に取り組んでまいるということを申し上げます。

子育て、教育を重視した予算編成の必要についてのご質問ですが、私に質問のあったところだけ私のほうからお答えをいたします。2年前に私が町長に就任したときに佐藤議員のおっしゃる聖域なき抜本的な歳出の見直しということを、実は私は挑戦をしてみました。ただ、それが極めて困難であるということがわかりました。それは、実質公債費比率が高いこと、それから法定受託事務を初めとした義務的経常経費の割合が高いという町の現状によるものであります。事務事業評価に私もじかに参加をして、内容を把握して、その見直し、挑戦をしてみましたけれども、歳出の見直しはほぼ限界に来ていて、歳入面で税収増を含めた新たな財源の確保に注力していくことが最も重要な施策ではないかという認識に至りました。佐藤議員のおっしゃる子育て、教育を重視した予算編成、これは極めて重要であると認識はしております。だからこそ優先度の非常に高いものとして子育て教育を4つの施策の一つに位置づけしてございまして、予算編成に今後反映されていくものと私は信じております。

そのための新たな財源確保についてご説明させていただきますが、例えばご存じのふるさと納税の取り組みにおいては、2年前には2,000万円の寄附金額でありましたけれども、

昨年度は1億を超えました。そして、今年度は現時点、まだ半年過ぎたところですが、2億円を超える実績を上げております。それから、これは事業ごとに努力している一つの例ですが、例えば総合体育館における再生可能エネルギー導入の事業ということで、この再生可能エネルギーの分野における地方創生の積極的な姿勢を訴えながら評価されたことから、億単位の大きな補助金の交付を受けることができました。非常に環境省の中での狭き門でしたけれども、大きな金額をとってくださることができました。また、道の駅の建設についても、これは再三皆さんにご報告しておりますけれども、国土交通省より重点道の駅の認定を受けることができました。駐車場部分については全て北海道開発局が整備すると。これは、土地の購入も含めて全部でございますから、こういった事業費の大きな縮減につながるものということで、要は外からお金をどうやって持ってくるか、こういうことに職員がいろんな発想を持って、そして努力をして達成してきたものであります。こういった新たな財源確保に向けた取り組みを今後とも拡充して、子育て、教育を重視できる財源確保に努めていきたいというふうに考えております。

それから、具体的なところで子育て関連部署の教育委員会の移管に関してのご質問ですが、現在福祉部子育て推進課において所掌する事務事業には、教育的要素と福祉的要素をあわせ持つ事務事業が複数あります。その適切な移管に向けて、住民、保護者の利便性の観点あるいは幼児期からの一貫した教育の推進、さらには特色ある教育の推進といった観点から、移管する分野、事務事業の内容について一つ一つ精査しております。次年度以降の移管ということに向けて具体的に協議を進めているところでございます。

もう一つ、教育委員会をゆとろへ移転してはどうかというご提案ですが、幼児教育が教育委員会の所掌事務となったとしても、教育委員会全体の業務を総合的に判断しますと、ゆとろに移転することが必ずしもベストとは言えないのかなと、こういった判断しております。また、現実的な問題としても移転のスペースといったことで、いろんな物理的な問題も生じてくるということもございます。

次に、ファミリーサポートセンター事業に関するご質問ですが、最近の利用件数は平成24年度で247件、25年度264件、26年度294件と年々増加傾向にあります。そして、この利用促進に向けて乳児健診時における事業内容の説明実施など周知に力を入れていることもあります。そして、保護者の認知度は非常に高く、利用者のニーズ、必要性に応じた利用がなされているというふうに認識しております。ファミリーサポートセンター事業というのが子育て支援施策の一つとして非常に重要な役割を担う事業であることは、私も全く佐藤議員と認識を共有するものであります。ですから、引き続き事業の周知に力を入れるとともに、利用者の視点に立って、より利用しやすい事業となるように努力、努めてまいります。

公園施設の長寿命化計画についてのご質問ですが、町内には今16の都市公園施設がありますが、今後10年間の維持管理や長寿命化の基本方針を定めるものでありまして、平成26年度から事業化に向けて着手をして、今年度内の策定に向けて現在作業中でありま

す。また、今後この公園整備の方向性については、たしか平成25年9月でしたか、島田議員に対する答弁でお答えしましたけれども、地域のメインとなる公園から補助事業を活用しながら取り進めてまいるといふことで今進めております。

それから次に、公園整備の一つとして公園の命名権売却についてのご質問であります。これは昨年9月に後藤議員の一般質問に対しまして、基本的には公園の整備に限らず、加えて他の公共施設においても同様の検討をしていきたいということをご答弁申し上げました。佐藤議員がイメージされております公園施設全体の命名権の設定という観点では、現状では具体的な形には至っておりません。ただ、施設の部分的な命名権も含めて幾つかアイデアが出てきておりますが、そのルールづくり、こういったものを今進めていこうということ作業を進めております。

それから、町民や移住希望者を巻き込んだ公園づくりについてのご質問ですけれども、他の市町村では見られない先進的な取り組みを行うことが移住促進につながるのではとのご意見には、これは全く私も同感であります。この移住希望者を巻き込んだ公園づくりと言われている部分については、佐藤議員のイメージに沿うものかどうかわかりませんが、今回の総合戦略の中の目玉の一つでありますC C R Cプロジェクト、この関連の中で佐藤議員がイメージされている、そういった考え方を生かせればいいのかというふうには、このご質問から考えた次第であります。

公共施設の建てかえ時のプレイハウス、児童館機能の一体的整備に関するご質問ですけれども、ご指摘のとおり横断的な部局における検討というものは必須でありますので、具体的に建てかえの計画が今後出てきた際には、必要に応じて多機能施設としての一体的整備の可能性を追求してまいります。そのためには、おっしゃる横串の検討部局、そういったものの設置が必要となってくるとは思っております。

以上、佐藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 佐藤議員の一般質問にお答えします。

最初に、15歳の子ども像の共有についてのご質問でありますけれども、小中一貫教育の有効性の一つに小学校、中学校の教職員が一緒になって、9年という期間の中で連続して1人の子どもを育てるといふことが挙げられます。この連続した教育を行うときに不可欠なのが、育てるべき児童生徒像を明確にして、教職員全体がそれを共有することです。さらに、教職員ばかりでなくて、保護者、地域住民が共有することも児童生徒を育てる上で、あるいは学校運営において大変重要なことというふうには私は考えています。15歳の子ども像につきましても、この3月に作成しました小中一貫教育に関する取り組み基本方針、それに目指す人間像として示しているところでありますが、現在策定中の教育大綱にも盛り込まれるように調整していきたいと考えているところであります。

次に、幼小中の一貫した教育の必要性についてのご質問であります。幼稚園や保育所、小学校、中学校と、それぞれの設置目的、教育内容は異なりますが、幼児期から義務教育

段階への子どもの発達あるいは学びというのは連続しております。したがって、幼児期の教育と義務教育とは円滑に接続されなければいけないことは言うまでもありません。義務教育及びその後の教育において実り多い生活や学習を展開できるよう、幼保小中学校が相互に教育内容を理解したり子どもや教員同士の交流を行ったり、指導方法の工夫改善を図ることは当別町教育委員会が進めている小中一貫教育において欠かすことのできない連携施策というふうに考えております。

次に、放課後学習の教材整備についてのご質問であります。放課後学習会は本年6月から開始して、8月末までの間に延べ458人の児童生徒が参加するなど、順調に推移してきているところであります。放課後学習会は、みずから進んで学習する習慣の定着を主な目的で実施しております。したがって、多くは自分が持参した宿題やドリルなどで学習し、わからない点を講師に尋ねると、そういったスタイルをとっているところです。しかしながら、子どもによってはその進度に応じて北海道教育委員会作成のチャレンジテスト等を活用しておりますし、今後学校と連携を密にしながら、より効果の高い教材の提供もしていく、そういう予定でおります。

以上、佐藤議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤立君） 町長、教育長からの積極的なご答弁ありがとうございます。何点が再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、聖域なき予算の組み替えに関するところでございますが、当別町の財政の現状を考えたときに、実質公債費比率等非常に困難なものがあるのは私も十分承知をいたしております。では、同じように厳しい状況にある自治体の中で当別町の、例えば1人当たりの教育費はどうかというふうに見ていきますと、例えば道内では白老町、これが人口ですとか産業構成等、当別町と比べるとかなり近いところがございます。総務省で定めています市町村の累計についても同じ累計に入るところです。ここは、少し古くて平成25年の数字で白老町将来負担比率が190%と、当別町よりも悪い財政にあるところですが、町民1人当たりの教育費は平成25年決算ベースで6万7,189円、一方当別町は同じときに3万8,743円。日本全国で見ましても、当別町とほぼ同じような人口、また産業構成をしている市町村の中では、平成25年度決算ベースで兵庫県霞町では1人当たりの教育費が12万7,907円、こちらは人口1万9,863人、将来負担比率が152.8%、実質公債費比率は16.5%の町です。その他、10万円を超える自治体が4つ、5つほどございます。当別町は、残念ながら非常に低い位置にあります。もちろん町の財政、産業構造等それぞれの特性はありますけれども、今当別町が例えば実質公債費比率が高い、また法定受託事務の割合が少ない、そういったことを理由として、今の財政、歳出の見直しが既に限界に来ているというのは若干早計にすぎるとは思っておりません。他の自治体の取り組みなども参考にしつつ、当別町にあってもさらに積極的な取り組みが必要ではないかと思っております。先ほどお話をした神山町では、財政再建の中で町内団体への補助金の一律カットなどかなり

刺激的な対策をとったこともあります。予算の組み替えの部分については、より積極的な取り組みを求めたいと思いますが、町長のお考えを改めてお伺いいたします。

次に、小中一貫教育の根幹の部分、15歳の子どもの像の共有については、教育長からもご答弁いただいたとおり、私非常に重要なポイントだと思っておりますし、教育大綱に盛り込んでいただけるということですので、大変期待をいたしております。しかし、残念ながら小中一貫教育が何のためになされるかという点について、まだまだ町民の方々への理解が進んでいないと感じております。この点、ただ一緒になるということではなくて、どういう子どもを育てるのかというところにポイントがある、その点については教育委員会から、また学校の先生方からもぜひ積極的なアピールをしていただきたいと思いますと考えております。その点につきまして、町民への情報発信の点について教育長のお考えを改めてお伺いさせていただきます。

次に、福祉部のうち子育て推進課など子ども関連部門の教育委員会への移管についてですが、現在一つ一つ精査しているというご答弁でございますが、この件については私の調べた中でも平成25年12月の議会一般質問の中での指摘があった事項です。そこから検討が始まっている中で、現時点でも一つ一つの部分の精査にとどまっているというのは、若干スピード感に欠けるのではないかと考えております。町で育つ子どもたちは、一年一年大きくなってまいります。子どもたちの1年は、取り返しがつくことができません。町としても今いる子どもたちに何をすることができるのか、その視点からよりスピード感を持った取り組みをしていただきたいと思います。

また、この点町長にお伺いをいたしました。先ほど教育長からのご答弁の中で幼小中一貫教育についても非常に重要であるというご答弁いただきました。その観点から、教育長から福祉部の子育て推進関係の教育委員会への移管についてお話しいただけることがあればご意見を聞かせていただければと思います。

次に、教育委員会をゆとろへ移転するというところについて、物理的なハードルの問題もあるとは思いますが、先ほど町長は必ずしもベストとは言えないというふうにお話をいただきました。必ずしもベストとは言えないというふうに判断されている根拠について、もう少しご説明をいただければと思います。現在教育委員会は、役場の3階にあります。また、他の部署と違って壁で仕切られた一角にあります。私もそうですが、町民の方にしても若干入りづらい雰囲気を持たれている方が多いのではないかと思います。そういったところも踏まえて、必ずしもベストとは言えないというふうに現在考えられている理由について、改めてご説明をいただければと思います。

次に、放課後学習の補助教材の整備に関して質問をいたします。現在多くの子どもたちが持参した学習教材でやっていること、また道教委の教材を活用していると承知いたしました。ただ、私も放課後学習の様子を拝見させていただきましたが、子どもたちがしっかりと集中をして学んでいる姿、大変すばらしいものだと思います。こういった学習に対する取り組みが今始まっている状況ですので、プレイハウスの中にさまざまな学習参考

書、学習補助教材等が置いてあれば、放課後学習がないときであっても子どもたちが積極的に勉強することができるのではないかと考えております。その観点から、学習補助教材の整備について改めて教育長のお考えをお伺いできればと思います。

次に、ファミリーサポートの件ですけれども、利用が増加をしている件、またニーズに応じたさまざまな施策を展開されている点については私も承知をいたしております。私は、現在のファミリーサポート事業については非常に高く評価をしておりますが、これを今の投入している予算のままでさらに効果的に使っていくために、いま一步の検討が必要ではないかという趣旨で質問させていただきました。こういった制度というのは、最初に制度をつくと、あとはそれを運用していくという形になるのですけれども、一番大事なところはその運用の部分にあります。なおかつ一度興味を持たれたのになかなか積極的に利用されていない方の中には、この制度、ファミリーサポートのサービスに対するさまざまな要望ですとか使いづらい点、そういったものが隠されているというふうに感じています。利用されている方への調査、また周知の徹底だけではなく、一度登録したけれども、利用されなくなってしまう方々への調査というのが非常に大切であると考えております。ぜひこの点の調査を実施していただきたいと思います。町長のお考えを改めてお伺いいたします。

次に、公園命名権の売却についてです。この点についてもぜひ積極的にスピード感を持ってご検討いただければと思いますが、特に公園について全体的な点では具体的な形に至っていないとのご答弁でしたが、現時点で具体的な形に至っていないのはどのような障害があるからなのか、どのような理由があるからなのか、その点について改めてご説明をいただければと思います。

次に、町民や移住予定者を巻き込んだ公園づくりについてです、CCRC関連で生かしていただけるというのは大変ありがたいお話ですが、これについてはCCRCだけでなく、公園の整備についてもぜひ検討していただきたいと思います。この点について、町長のお考えを改めてお伺いいたします。

最後に、小中学校、役場など公共施設の建てかえについて、計画が出てきた際に部署、部局横断的な検討を進めることは非常に大切ですが、私はそういった具体的な計画が動き始める前にどれだけ情報交換ができているのか、お互いにどれだけニーズを把握できているのか、その段階が非常に大事だと思っています。ですので、具体的に動き始める前に相互の情報交換、部局横断的な検討を進めていくということが必要だと思っています。この点について、改めて町長のお考えをお伺いできればと思います。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） ただいま佐藤君のほうから再質問がございました。再質問の内容が大変多岐にわたっていたしましたので、このまま1時まで休憩をさせていただきます。その間に部局のほうで答弁を整理していただきたいと思います。

休憩いたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時21分

○副議長（島田裕司君） 再開いたします。

佐藤君の再質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

大変再質問のボリュームが多かったものですから、少しお時間をいただきまして、答弁調整をさせていただきました。そして、時間もおくれまして、大変失礼いたしました。

当別町の教育費の充実に関するご質問については、昨年12月議会の山田議員、それから今年の6月議会の山崎議員の一般質問に対する答弁と重複する部分がございますけれども、私ももちろん子育て、教育に対する施策が非常に重要であるということは先ほども申し上げたとおりでありまして、問題は財源の確保とあわせて戦略を構築しなければならないと考えているわけですが、再質問にありました教育費の額の比較につきましては、教育にかかわる費用を計算する場合、人件費だとか教育施設の設備改修の償還金である公債費を反映させている、こういった決算統計での分析では、当別町の平成27年度の当別予算における教育費が4億4,384万円、ここに人件費、公債費を振り分けますと約7億9,000万円となります。これは、前回の一般質問のときにお答えしたわけですが、教育費の構成比はこれを教育費としますと予算全体のおおよそ10%となるわけでありまして、白老町11.2というお話でしたけれども、それほど大きな差があるというわけではないということをまず最初に申し上げます。

それから、人口1人当たりでは、これで計算しますと9月1日現在が1万7,041人としますと4万6,359円ということになりまして、先ほど議員からいただいた数字ではちょっと上がっているということでもあります。

それから、先ほど25年度の決算での白老町のお話がありましたけれども、教育費は11.2ということですが、この年は白老町も建設事業がありまして、これがあるために膨らんでいるという事情もありまして、少し高くなっている傾向にはないかなど。これも我々の調べたところで議員に理解をしていただきたい。

それから、もう一つ、当別町の教育費だけではなく、その他の重要施策の比率が低いのは、何といたっても公債費の比率が高い。したがって、ほかのものが低くなってしまいうということも、いわゆるほかの事業への配分する、もともとの対象が少ないので、全体でいうと総体的に低くなる傾向もあります。

それから、もう一つ、教育予算の単年度の比較というのは、先ほどもちょっと白老のことで触れましたけれども、学校施設を建てたり、あるいはそれぞれの市町村でハード整備

を行った場合などは一時的にぐんと増加をしていきますので、単年度のみでの分析というのは必ずしも正しい判断にはならないということもあるのではないかとということをつけ加えさせていただきます。

それから、次の予算に関して、先ほど私は限界があると申し上げたのは、歳出全体として切り詰めるという部分について触れたのですけれども、当然事業の優先度を見きわめて歳出の中での組み替えということはあるわけですから、歳出の重点化、効率化というものには引き続き、今までも取り組んできておりますけれども、引き続き取り組んでいくことには全く異存はないところであります。

それから、教育委員会をゆとろへ移転することがベストではないと判断した根拠でございますけれども、本来組織はもちろん1カ所にあるのが一番望ましいわけですが、教育委員会全体の業務としては幼児教育だけではなく、ほかの義務教育、社会教育等もありまして、一方でこちらに来られた方の手続としては転出だとか転入とか各種の手続を役場庁舎のほうでやっておりますので、その事務との連動を考えると、必ずしもゆとろ移転が住民の利便性につながる、向上するということにつながるかどうかというのが疑問点がありまして、ひょっとするとそうではない部分が多いのかなと、そんな感じで受けとめておりますので、今の時点でゆとろのほうに移転するのはベストではないと、こういうことを申し上げたわけでありまして。

それから、ファミリーサポートセンター事業に関する再質問ですが、この事業はその制度から利用会員の登録がふえればふえるほど利用率は逆に低下してしまうのです。それで、利用率が低いということと使い勝手が悪いということは必ずしも直結するものではないのではないかと。アンケート調査の必要性についてのご質問がありましたけれども、現段階においては事業や制度が活用しにくいといった意見が直接こちらに来ているということはありませんので、こういった実施の必要が今はないのではないかなというのが私どもの判断であります。

それから、制度ができたならそれっきりというのはだめだよという趣旨のご発言がありましたけれども、これはもう制度とか組織というものはつくったときがベストであって、その後はあらゆるものがもう劣化していくという、劣化の一途をたどっていくということは私も長い人生の中でいっぱい経験がありますので、議員おっしゃるとおりつくったからいいよというものではない。それは、もう十分認識して行政の運営をしております。したがって、常に管理をしている中で、あるいは組織を動かしていく中で分析をし、そして更新をしていくこと、これは行政としては、ある意味では当たり前の役割でして、もちろんこのファミリーサポート事業についても情報交換はこれからも重ねて、そして利用者のニーズをよく把握し、改善すべきところがあれば改善をしていくというのは怠るつもりはございません。

次に、公園の命名権についてのご質問ですが、命名権の設定に当たっては、公園全体での命名権に名乗りを出してくれる人を探すというのは結構難しく、やはり個別の

遊具だとか施設について検討していくことが必要だよねと。これが役場内でいろいろ打ち合わせしたことなのです。その場合に、やはりどうしても基準だとかルールづくりが必要だよねというのが役場内での打ち合わせで、その検討を今やっているということでもあります。スピード感がないねと言われると、私は大変つらいのですけれども、やはりスピード感というものも緊急度の高いものもあれば、多少時間かけてもいいものもあるというのが私の認識で、やはり選択と集中をしっかりと選んでいくという点でご理解いただければと思います。

それから、もう一つ、移住希望者を巻き込んだ公園づくりというこのご質問なのですが、実は先ほどは議員のイメージに沿うかどうかというようなことでお話したのですけれども、実を言うと地域の公園づくりに外からの意見を聞くというイメージが私にはよくわかっていない。本来なら議員にこれはどういう意味かお聞きするのですけれども、私反問権がないものですから、佐藤議員の本意をお聞きするわけにいかないで、C C R Cということに置きかえてやっていけばいいのではないかというお話をいたしました。そういう点では、先ほどと全く同じ答弁になってしまいますけれども、今の私のつたない認識では、C C R Cプロジェクトという中でそういった外から来る人の意見も聞くというのは、ほかでもやっておられるようですから、あり得るのかなというふうに考えて、お答えをした次第であります。

それから、公共施設の建てかえ時のプレイハウスとか児童館機能の一体的整備に関する再質問ですが、これも縦割りの中から意思疎通が本当に図れているのかという多分ご指摘だと思うのですけれども、今うちの中では役場の中で定例部長会、それから部課長職で構成されております政策調査会議、そのほか土地利用検討委員会等、幾つか案件ごとにいろんな既存の役場内の会議があります。部局間の相互連携、それから情報共有は日ごろから積み重ねてきているというふうに私は認識しております。最近では、その中でも結構ホットな議論も出ておまして、けんかにならなければいいなと思うぐらいの議論も中でされております。そういう点では、さきの答弁の繰り返しになってしまいますけれども、具体的に何か建てかえる、あるいはプロジェクトといったものが出てきた際には、速やかに横串を通した組織づくりを進めていく。また、その体制は私は十分できているというふうに認識しております。

これで全部網羅したかどうかちょっと自信がないのですけれども、以上佐藤議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長（島田裕司君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目ですが、一貫教育についての情報発信ということでございますが、小中一貫教育に関する取り組み、基本方針あるいはここまでの主な取り組みについては町のホームページに掲載しておまして、いつも見ることでできるよう配慮しております。それから、その基本方針にうたっておまして、今準備を進めているのですが、有識者、学校関

係者、保護者、地域住民等で構成されます小中一貫教育推進懇談会を設置、開催することとしております。その場で一貫教育についての理解ですとか、推進についての課題等を共有するというところで、今開催の準備を進めているところです。

それから、来月のことになりますが、27日に町民向けの小中一貫教育講演会を開催いたします。これは、日本で小中一貫教育推進の第一人者と言われております京都産業大学の西川先生においでいただいて、小中一貫教育の意義ですとか全国の情勢ですとか、そういったものを中心にお話をさせていただいて、町民や保護者の皆様に理解を深めていただくという、そういう講演会を予定しております。また、そういった趣旨の講演会等につきましては今後も実施していく計画があります。

それから、全世界帯に小中一貫教育についての情報なり理解を進めていくということで、全世界帯にリーフレットを配布する予定でもあります。そういったことを通じて理解をしていただいて、支援をしていただくというふうなことを考えております。積極的に情報発信に努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、もう一点ですが、プレイハウス内に教材を置くということのご発議でございますが、プレイハウスの運営方針もありますので、担当の課と連携をとりながらと思っておりますが、学年が多岐にわたりますので、一言で教材といってもなかなか簡単にはいかなないというふうに思います。彼女、彼らは教科書という最高の教材を持っていますので、それを使って基本的には自学、自習、それを見て指導するスタッフがいてというようなことのほうが合理的に進めていけるかなというふうにも考えております。いずれにしても、担当の課と連携をとるというふうに考えております。

以上、2点でございます。以上です。

〔発言する人あり〕

○副議長（島田裕司君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時40分

○副議長（島田裕司君） 再開いたします。

佐藤君。

○1番（佐藤 立君） 再質問に対するご答弁ありがとうございます。ご答弁いただいた中でもう少しだけお話を伺いたいところが何点かございますので、重ねて質問をさせていただきます。

まず、歳出の組み替えのところについては、今後も積極的に取り組んでいただけるということですので、ここはぜひ私も一議員の立場ですけれども、町長の取り組みをしっかりと応援をさせていただきたいというふうに思います。

教育費の部分については、教育費の金額自体をどうこうというのが最大の目的ではありませんけれども、今町長がご答弁いただいたとおり、いろいろな見方ができるのは事実だと思います。同時に、今ご指摘いただいたような公債費ですとか人件費を入れたもの、これであっても当別町の水準は決して他の自治体と比べて教育に力を入れていると言える状態にはないというふうに考えております。ですので、予算、歳出の組み替えの中で今後も教育費の増額についてはぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。この点について、町長のお考えを改めてご説明いただければと思います。

それから、教育長からご答弁いただきました小中一貫教育の情報発信、アピールの部分ですけれども、ここの部分はぜひ制度の説明に偏らずにどのような子どもたちを育てるのか、どういう教育をしたいのかという思いの部分強く打ち出していただけのような説明を今後お願いしたいと思います。懇談会ですとかリーフレット、特にリーフレットは往々にして制度の説明に重きを置きがちになるかと思えます。ぜひ当別の教育に対する熱い思いというのを中に込めていただければと思います。そこに対する決意といいますか、お考えを改めてお示しいただければと思います。

それから、再質問の際、私の聞き方も悪く大変混乱をさせてしまったのですけれども、子育て関連部局の教育委員会への移管の部分につきまして、これは平成25年12月の一般質問の中で指摘がされていることです。それについて、現時点で一つ一つ精査している段階というのは少々スピード感がないのではないかという質問を町長へ聞かせていただいております。ここは私の表現も足りずに失礼いたしました。スピード感については、公園の命名権のところで選択と集中というお話もありましたけれども、教育に関する部分はまさに選択されなければならない部分だと考えております。この点について、町長に改めてお考えをお伺いしたいと思います。

それから、ファミリーサポートのアンケートの点についての再々質問でございます。現在しっかりと制度が運用されていること、またこのサービスを受けられている方がいらっしゃるということは私も承知をいたしております。ただ、行政の姿勢として一番大切なのは、直接意見が来ていないから、それは対応する必要がないという発想ではなく、意見が来ていない、その意見をいかに拾い上げていくか、ここが最大のポイントだと思います。ファミリーサポートについては、実際に登録をしても利用されていない方がいらっしゃいます。また、私ごとですが、我が家でも登録をしましたが、結局今のところまだ一回も利用をしていない状態です。それについては、もちろん個々の家庭の事情もありますが、そういう事情というのを顕在化する前に行政のほうで積極的に拾いに行く姿勢、これがぜひ必要だと思います。大変申しわけないのですが、今のご答弁をお伺いしていると、やらない理由を探されているように感じてしまいます。やることによってプラスが見込まれることについては、ぜひ積極的に検討していただきたいと思いますので、改めてこの点についてご意見をお伺いできればと思います。

次に、公園命名権の売却の部分でございます。役場内での打ち合わせの結果、公園自体

の売却はなかなか難しいという結論に出たことは承知をいたしました。1点念のための確認ですが、その検討の際に外部の民間企業ですとか公園命名権売却の対象になるようなところへのヒアリングというのはされているのでしょうか、また他の自治体の状況の調査等はされているのでしょうか、その点についてお伺いをいたします。

最後に、公共施設の建てかえの部分というのは、現在既に部局間での情報交換が密に行われているということですので、それは大変心強く思っております。今後公共施設の建てかえとこういった案件が出たときには、ぜひ今の連携を生かして、しっかりとさまざまな機能を複合的に使えるような機能というのを検討していただきたいと思います。この部分については、要望とさせていただきますので、答弁は結構です。

以上でございます。

○副議長（島田裕司君） 佐藤君の再々質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 今のご質問ですけれども、歳出組み替えの点は今応援をしますというお話なので、ぜひ応援をいただきたいと思います。

教育費が当別は決して高くないよと、これは私も感じていることでございまして、組み替え、それから先ほども申し上げましたけれども、逆に歳入をどうやってふやすかということに限りなく力を入れていきたいと思います。歳出の組み替えというのは、先ほども申し上げましたけれども、中身を分析してみますと本当に結構難しい。どこかに回せばどこかを切らなければいけないわけで、では切れるものがあるのかというと、本当にないぐらいに今まで財政の再建に尽くしてというか努力をしてきているわけでございます。その辺のことは多分外部からはなかなかわかり得ないことだと思いますので、どうか我々の今後の財政、歳入と歳出の両方をどうやっていくかというバランスが必要ですから、その辺は我々に応援をしていただくということで、この際佐藤議員にはお願いをいたします。

もう一つ、次の移管の問題です。確かに25年に提案したよね、これは教育だから最優先の一つですよねという、そのスピード感の不足については、確かに私も全く感じていないわけではありません。ただ、先ほどもちょっと触れましたけれども、これはもちろん教育問題なので、急がなければいけない事項の一つではありますが、またその中であっても優先度というのがあって、限られた職員がどこまでスピーディーにできるかという点の多少のめり張りといいますか、そういうものがあるということもこの際理解をしていただきたいと思います。ただ、これは先ほどの答弁にもしましたように、遅くならないうちに、できれば来年度には開始できるようにしていきたいというふうに思います。

それから、ファミリーサポートのアンケート云々の件ですけれども、おっしゃるとおりやらない説明をしているかに聞こえるかもしれませんが、やっぱり費用対効果というのもありまして、アンケートとればとただけで済むわけではなくて、アンケートをとるためのお金をかけ、人もかけ、そしてその後の分析にも金をかけるわけですから、これだって先ほど申し上げたように限られた歳出の中でやるべきことか、おくらせてもいいこ

とかというのは我々が判断するわけでございまして、だからスピード感がないではないかという、あるいはやらないための説明をしているのではないかということには僕はならないと思います。これは、実際に携わってみないとわからないものもありまして、外から何でやらないのだ、何でこんなこともと言われても、全体の中でこれを今やるか、もうちょっと後回しにしてもいいものなのか、あるいはやはりどうしても声が高く出てくるものはどうしてもウオッチしなければいけないという、これは自治体に限らずどこでも同じなのですけれども、そういうものは要素としてあるわけで、実際にかかわってみると、やったほうがいいのは決まっていますが、今これをすぐに進めなければいけないかどうかという判断は私がするというので、これはご理解をいただきたいと思います。

それから、ヒアリングですけれども、例えばホームページとか、あるいは公募をして皆さんにお声をかけるというところまではまだいっておりません。これもやはりやるに当たっては、どうしても自治体の場合ルールづくりとか、いろんなそれに波及する副作用ということも考えますので、我々の体制づくりがまだ十分できていない、それに時間がかかっているということでもあります。それから、民間へのヒアリングをしたのかと、これは個々には幾つかしております。例えば若葉球場の、これは一つの例ですけれども、スコアボードがいまだにSBOと書いてあって、公式試合には使えないというようなこともありまして、誰か寄附してもらって、それはそこに名前を載せるとか、そんなことも具体的に、いろいろ施設の部分的に分相応なワークあるいは民間との話は幾つか進めております。他の自治体へのヒアリングをしたのかということは、表立って公式に他の自治体とのヒアリングということはやっておりません。これは、やっていないと、何だやる気ないのかとまた言われそうですけれども、やはりこれもやる気がないわけではなくて、これも同じように、もちろんこれは歳入がある意味ではふえるという一つの手段なので、当然私たちの頭の中にはそういうものを入れてやっております。今すぐにはできていませんけれども、例えば道の駅にいろんな、例えばベンチが要る、あるいはそれ以外のいろんな施設が要る、こういったものも寄附をいただくというようなことも決まっていたり、部分的にいろんな形でどうやって皆様の民間の協力を得るかということはやっておりますし、引き続きこれは進めていきたいと、こういうふうに思っております。

以上でご質問いただいた点は終わります。

○副議長（島田裕司君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 佐藤議員の再々質問にお答えします。

情報発信についての中身についてのご質問かと思いますが、リーフレットにしても、10月の講演会の講演の中身にしても、単なる制度の説明をするつもりは全くなくて、今なぜ私たちが小中一貫教育が必要と考えたのか、一貫教育で一体何ができるのか、どういった子どもたちを育てていくのか、そういったことを明確に示して、理解を得ていると、支援をしていただくということを考えております。そういったことを訴えるような中身にしたいというふうに考えているところです。

以上です。

○副議長（島田裕司君） 以上で佐藤君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告4番、鈴木君の質問であります。質問は、一問一答方式で行います。

鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 日本共産党の鈴木岩夫でございます。議長の許可をいただきましたので、町長並びに教育長に一般質問させていただきます。

初めに、医療介護総合確保推進法施行に伴う影響について伺います。ことし4月から改正介護保険法が施行され、総合事業の実施や補足給付、低所得者を対象とした居住費、食事の負担軽減制度の見直しなどの制度変更に伴い、全国的に利用者、家族に新たな混乱が生じていると聞きます。また、介護報酬の切り下げによる小規模事業所の廃業など、介護サービスの基盤が問われるような事態が進行したり、今後そのような事態が起きるのではないかといった心配が広がっていると聞きます。例えば8月から特養多床室で基本サービス費の再引き下げに伴う室料徴収、年収280万円以上の利用者の2割負担が始まりました。補足給付の見直しにより預貯金調査など、人権侵害とも言える手続を強いられる中で申請を取りやめる利用者がいたり、補足給付の対象から外れることで対象を余儀なくされる利用者がいたりなど起きていると聞きます。この間、本町においてどのような事例がどの程度生じていますか。これから実態を把握する計画はありますか。現場、地域の実態をつかみ、国に対して介護保険制度の改善、介護報酬の再改定を求めることが必要と考えるがどうか。

第6期、平成27年度より平成29年度、当別町介護保険事業計画によると、本町では平成29年度より新しい総合事業を開始する予定としていて、それに伴い介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については順次利用者が新しい総合事業によるサービス給付へ移行していくとあります。また、介護予防給付費は訪問介護と通所介護について、平成29年度半減しています。一方、地域支援事業費の見込みは、平成29年度およそ2倍になっています。具体的にどのように移行するのでしょうか。町民が具体的なイメージを持てるようお聞かせいただきたいと思います。

また、新しい総合事業への移行により、住民の負担がふえるのでしょうか。計画を円滑に推進するために、1、情報提供、共有の推進、2、計画の推進管理、3、町民関係機関等との連携及び協働の推進が掲げられていますが、サービスを受ける本人の納得、同意はもとより、家族の苦労も大変なものがあることでしょうか。住みなれた町で住み続けられるまちづくりを進めるためにも、町としてさまざまな困難を抱えている利用者一人一人にしっかり寄り添い、これまでの生活を継続できるようあらゆる手だてを尽くすことが必要と考えるがどうか。

次に、農業10年ビジョンについて伺います。農業10年ビジョンが言うように、当別町農業が直面している状況は非常に厳しいものがあります。加えて鳥獣被害が年々増加しています。ここ5年間の鳥獣被害の推移や鳥獣による農林水産業等に係る被害の経年変

化を見て、今後どのように推移していくと考えているか伺います。

春のジャガイモが、秋のカボチャが鹿の害を受ける。夏のトウモロコシがアライグマの害を受ける。農協にも相談した。猟友会に依頼した。わなを仕掛けたりいろいろ試みた。しかし、なかなか思うような効果は得られない。役場にも相談したが、お金がないと言われた。どうにかならないかという相談を受けました。そのような中、電牧設置が有効であるということで実施した方がいて、その効果と設置費用について聞いてみました。3反ほどのトウモロコシ畑の周囲を囲んだ。確かに効果はあったが、費用が約8万円から10万円かかり、個人では限界があるということでした。町として鳥獣被害に対する事業は考えていないか。また、鳥獣被害に対する道や国の補助事業はないか。なければ、道や国に対して予算化することを要望すべきと考えるがどうか。

6月議会で取り上げた江別河川事務所が進める江別太遊水地における泥炭土の有効活用、農地還元事業を当別町としても平成28年度より活用することで準備を進めるという回答を得ました。その後、この事業で畑に運搬された泥炭土をできれば農家の持ち出しを少なく畑に広げる事業がないものか。直接農水省に出向き要請したところ、2分の1の補助事業であるが、地力強化対策を通じた持続的な産地づくりの地力強化対策推進事業が適用するかもしれないので、北海道農政事務所に問い合わせしてみてくださいと回答がありました。地力強化対策を通じた持続的な産地づくりの地力強化対策推進事業はどのような事業で、適用するのかどうかを伺います。適用するのであれば、積極的に活用すべきと考えるがどうか。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略について伺います。平成26年度主要な施策の成果に関する説明書の1、当別町一般会計決算、(3)、歳出についての項で、歳出については少子高齢化人口減少時代の到来や住民ニーズの高度化、多様化など、社会情勢の急速な変化により一層適切に対応することが求められています。当別町第5次総合計画などの重点施策に配慮しつつ、経費全般にわたり優先度、緊急度を検討するとともに、既存の事業についての見直しを図り、限られた財源の重点的かつ効率的な配分と逼迫した財政状況の立て直しを念頭に予算を編成し、その執行に努めてまいりましたとあります。町政懇談会でもありました。当別町第5次総合計画との整合性について伺います。

平成21年度に策定された当別町第5次総合計画の進捗状況並びに当別町第5次総合計画の内容がまち・ひと・しごと創生総合戦略にどのように反映されているのかを伺います。例えば総合計画では当別町は特別豪雪地帯に指定されており、雪を克服することはまちづくりを進める上で重要な課題となっています。よって、多様化する住宅ニーズに対応した雪対策の強化を図り、快適な生活環境の創造に努めますとあります。町政懇談会では、道の駅建設計画に質問が集中しました。ふれあい倉庫や、はなポッケなど、既存の施設の発展や商店街の振興等、当別町全体の産業発展についても質問、意見が出されました。また、軟弱地盤のために道の駅建設計画が1年先延ばしになり、軟弱地盤改善のために地盤のかさ上げ工事が行われます。軟弱地盤改善のための時間は本当に1年で可能なのかという質

問も出ました。既存の施設や商店街の現状についてどのように押さえているか。また、軟弱地盤改善のための時間は本当に1年で可能なのか、お聞かせください。道の駅建設計画を含め、当別町全体の産業発展の全体構想について広く町民の意見を聞き、計画に反映させていく考えはありますか。

次に、マイナンバー制度について伺います。年金情報流出問題は、一たび漏えいすれば大きな被害をもたらすことを示しました。年金にとどまらず、さまざまな個人情報を連結するマイナンバーの危険性は一層明らかであり、基礎年金番号の連結だけを延期すれば解決する問題でないことは明らかです。この共通番号制度においては、12桁の共通番号、マイナンバーは事実上誰もが知り得る番号となっています。その上、政府はICチップ入り顔写真つきの個人番号カードを身分証明書のみならず、さまざまな機能を付加した上で活用することを推進しています。なりすましの危険性がますます大きくなるのは明らかです。海外では、銀行口座やクレジットカードの作成、その他民間サービスの本人確認に使用されるケースもあり、悪用される幅はかなり広いと言われています。なりすましの具体例として、銀行口座をつくられ、犯罪に使われる。クレジットカードをつくられ、引き落とされる。借金をしていることにされる。知らない人と結婚していることになっている。自分名義の車が犯罪に使われる。住民票が移転されていて誰かが住んでいる。印鑑登録されていて、いろんな契約が交わされている。携帯電話の契約がされていて、犯罪に使われるなど挙げられています。この制度を予定どおり実施することによって、以上のようななりすましの事故が起こることはありませんか。制度の説明に当たっては、殊さら利便性だけを強調し、危険性を隠すようなことはせず、また個人番号カードはあくまでも希望者が申請するものであり、使用を強制してはならないと考えるがどうか。

最後に、教育問題について伺います。学力テストの結果が公表されました。文科省も調査により測定できるのは学力の特定の一部、学校における教育活動の一側面とするものの、都道府県ごとの平均正答率などを公表してきました。現行の学力テストは、学校別平均点を公表する自治体の広がりや大阪府での公立高校入試の内申点への反映など、点数競争を激化させる弊害が回を重ねるほど明らかになっています。殊さら点数のみが目目されがちですが、本来の学力テストの趣旨、結果を分析し、その後の指導に役立てるに立ち返るべきですし、とりわけ結果の背景をしっかりと見詰めることと子どもを全面的に捉える努力が大切です。教育の目的、原点に立ち返り、子どもたちの人格の完成、全面発達に向けて教育関係者、保護者、地域が力を合わせることを求められていると考えます。学力テストとあわせて行われた学習状況調査では、本町の児童生徒の実態はどうなっていますか。また、学力テストとは別ですが、本町の児童生徒の体力は全道、全国と比較してどうなっていますか。

小中一貫校についてお聞きします。本町は、一体型の小中一貫校を計画、推進しています。弁華別小学校と弁華別中学校は来年3月末をもって閉校し、当別小学校、当別中学校に統合されます。それにより、現在6校ある学校が4校になります。平成29年を目途に進

められる一体型の小中一貫校になると、町内の学校数は現在の6校から何校になりますか。これまでも統廃合問題については保護者だけではなく、地域の方々の意見を十分聞きながら、時間をかけて合意を形成して進めてきたと思います。今回は統廃合というだけでなく、これまで誰も経験したことのない小中一貫校への移行計画ですから、これまで以上に時間をかけ、丁寧に、保護者のみならず地域の方々、町民挙げて参画できるように配慮することが大切です。これまでの経過の中でどれくらい町民の合意形成が図られてきているのでしょうか。また、今後どのような工程でさらに合意形成に向けた努力が払われるのでしょうか。

以上のような施策の前提となる当別町の教育課題、とりわけて教育条件整備についてどのように認識して整備されているのかを最後に伺って、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（島田裕司君） 鈴木君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 鈴木議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、医療介護総合確保推進法施行に伴う影響についてのご質問ですけれども、本法律の趣旨は高齢化が進行する中で社会保障制度を将来も維持していくために、医療介護提供体制や地域包括ケアシステムなどを構築して、地域における医療と介護の総合的な確保を推進するものでありまして、平成26年6月25日に公布され、本年4月1日から一部施行されております。特に市町村には地域包括ケアシステム構築に向けてどうすれば豊かな老後の生活を営めるのか検討するとともに、社会福祉法人や介護サービス事業者など地域の多様な主体を活用して高齢者を支援することが求められているわけでありまして。

どのような事例がどの程度生じるのかという議員のご質問ですけれども、介護サービスを利用したときの負担割合は、これまで1割負担でありましたが、一定以上の収入、所得のある方は本年8月1日より2割負担となりました。現に介護サービスを受ける方は926人であり、このうち2割負担は41人となっております、これは当別ですね。また、介護老人福祉施設、介護老人保健施設などを利用する方の食費及び部屋代は本人負担が原則ですが、町民税非課税の場合、負担軽減の対象となります。その負担軽減の対象者179人のうち軽減基準の変更に伴いまして14人が対象外となりました。このことを理由に、施設を退所されたという方は聞いておりませんが、今後も実態把握に努めて介護サービスにかかわる制度や基準などについて町民に理解が深まりますよう十分に説明をしております。

また、国に対して介護保険制度の改善等を求めることの意味はあるかというご質問ですけれども、今回の制度改正は地域や関係団体等の意見を吸い上げた上で国が改正したものであると了解しておりまして、現時点で国に対し再改定を求める考えはありません。

次に、介護保険の新しい総合事業にどのように移行していくのかのご質問ですけれども、介護予防の訪問介護及び通所介護のサービス利用者は、平成29年度1年をかけて順次

新しい総合事業に移行する、そして平成30年度に全員がこの新しい総合事業のサービス利用者になる、こういう計画であります。また、この新しい総合事業は、国から大枠を示されておりますけれども、その詳細については町の地域ケア会議で専門部会を立ち上げ、住民が求めているサービスや適正な住民負担について、現時点ではつまびらかではありませんけれども、本年度よりしっかり協議を開始したところであります。今後当別町の特性和いものを生かした事業となりますように努力をしまいたいというふうに思っております。

次に、当別町農業10年ビジョンについて、まず鳥獣被害の推移についてご説明しますと、町では毎年鳥獣による農業被害を調査しております、ここ5年間の被害額の推移を見ますとふえております。平成22年度が895万円、23年度が1,000万円、24年度が1,040万円、25年度が1,086万円、そして26年度が1,473万円と年々ふえてきております。中でもエゾシカによる被害が26年度の被害総額1,473万円のうち1,130万円と75%を占めておまして、前年度と比べてもエゾシカの増加が目立っております。今後の推移でございますけれども、22年度から北海道においてエゾシカの緊急対策というものが講じられておまして、本年5月に公表された北海道エゾシカ管理計画では石狩を含む西部地域においてこのように言っています。24年度には増加を食い止め、減少に転じた可能性がある、この道の管理計画の中ではそううたわれております。また、表もできております。ちょっと当別と若干食い違う点があるのですが、いずれにしましても全道的に捕獲数は依然と非常に高い水準でありますので、今後ともこれにはしっかり注視をしてやっていかなければいけないという認識をしております。

それから、鳥獣被害に対する事業についてでありますけれども、当別町においては北いしかり農協さんと辻野商店さん、そして町が構成する当別町鳥獣被害対策協議会において、わなの貸し出しや猟銃の使用にかかわる資格取得の支援、それから鳥獣の獲得に対する報奨等の被害防止対策に取り組んでおまして、町ではこうした協議会の活動経費の2分の1を負担しております。また、協議会においては国、道の補助事業であります鳥獣被害防止緊急捕獲等対策も活用しておりますが、今後この事業も活用して、議員ご指摘の電気牧柵の設置支援等にも取り組めるように国や道に対して機を見て十分な予算確保を要望していきたいと考えております。

当別農業10年ビジョンの件で、特にまず国の地力強化対策についてでございますけれども、地力強化推進事業というのは温暖化に伴う極端な気象現象による農業被害や農地土壌の悪化等のリスクに対して予防的技術を確立することを目的に取り組まれているものであります。農業者、農協等を構成員とする協議会が実施主体となって、農業試験場等の指導を受けながら土壌改良飼材の施用効果を実証する取り組みを支援するもので、補助率は2分の1以内というふうになっております。こういった事業が泥炭土の活用の取り組みに適用するかどうかにつきましては、事業の性格から難しいものとも推察されますけれども、事業の組み立てを工夫できないかということは今北海道農政事務所とも協議をしております。

して、今後とも協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてのご質問でございますけれども、第5次総合計画の進捗状況につきましては、例えば財政の健全化を初め地域コミュニティの創造、共生型福祉活動への支援、農村景観の向上など、進捗している施策は各分野であります。私が町長就任時に掲げた4つの施策の部分は、今まで大きな進捗がなされていなかった部分と捉えております。こういったことから、第5次総合計画の施策を十分包含した形で私の掲げた重点施策をまち・ひと・しごと創生総合戦略に反映させていきます。

次に、既存の施設や商店街の現状については、非常に厳しい現状であります。実際に町民の購買は町外に流出している傾向にありまして、町内での消費循環につながっていない部分あるいは状況にあると私は認識しております。経済の域内循環を高めるためには、ご指摘のふれあい倉庫や、はなポッケ、もちろん商店のこういった既存の施設を発展させることも非常に重要であります。要は、消費の域内循環を高めることを目指して、道の駅がその起爆剤になればというふうに考えております。また、産業発展の全体構想についても当然広く町民の意見を聞きながらこれを反映させていきたいと考えております。

もう一つの道の駅建設における軟弱地盤改善のための時間についてのご質問ですが、ご承知のとおりこの軟弱地盤を安定させる盛り土の放置期間は1年を想定しているという旨ご説明してきたところであります。ただ、この盛り土の放置期間というのは、盛り土のこの高さによって変わってまいります。簡単に申し上げますと、より高く土を盛ることで大きな過重がかかって、そして放置期間の短縮が可能であります。この盛り土を高くすることによる期間の調整、さらには建物、それから外構、用水路、みんなやり方が違いますので、こういったあらゆる事情を踏まえながら、平成29年9月の開業に合わせた作業工程を組んでおります。ご心配されている期間不足ということ自体にはならないと理解はしておりますが、ならないようにしっかり作業工程を進めていきたいというように思っております。

それから、マイナンバー制度についてですが、なりすましについてというご質問、これはご質問にあるとおり、海外では非常に大きな問題となっております。これは、海外の番号制度では個人番号を提示するだけであらゆる手続が可能であることに起因した、そういったことが一つの大きな理由なのですけれども、今回の日本のマイナンバー制度では、番号の提示だけでなく、本人確認を厳格に行うことでなりすましをとにかく防ごうと、こういった制度になっております。本人確認では、個人番号に格納されました電子情報とパスワードを組み合わせ確認する、それからカード交付時における顔認証システムの導入、それから個人番号カードに施される偽造防止策など不正利用防止のための幾つもの対策、幾重にも対策がとられていきますので、予定されている制度の実施でなりすまし事故につながるとは考えておりません。

次に、個人番号カードの申請ですが、ご指摘のとおりこれはあくまでも任意でございます。個人番号カードの交付申請をこちらが一方的に押しつけるということはありません。

ません。任意であります。当然ながら、カードを所有することで利便性の享受、あわせて本人の管理方法等による危険性も想定されますので、なくしたりとか、いろんなことがありますので、個人番号カードの案内や説明についてはこういったリスクと安全への対策、こういったことを十分に説明していくことが重要だというふうに考えております。

以上、鈴木議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長（島田裕司君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 鈴木議員の一般質問にお答えします。

最初に、学習状況調査に見る本町の児童生徒の実態をお答えします。平成26年度分についてになりますが、本調査は大変多岐にわたっておりますので、生活習慣と家庭学習について小学生と中学生別にお答えしたいと思います。

まず、小学生ですが、生活習慣については朝食を食べる児童数の割合が増加傾向にあります。それから、起床時間の規則性の向上とともに、早寝早起き型の生活習慣は定着してきているなど推察をしているところです。それから、テレビやDVDの視聴時間が全国平均よりは減少傾向を示しておりますが、逆に携帯電話やスマートホンの使用状況が大幅に増加しております。そういう状況です。次に、家庭学習時間についてですが、平日に1時間以上取り組んでいる児童数は全国平均より小学校で18.8ポイント、それから休日に1時間以上取り組んでいる児童数は6.3ポイント低い状況になっています。

続いて、中学生の生活習慣ですが、約96%の生徒が朝食を食べると答えています。就寝時刻はばらつきが多く、決まった時刻に起床する習慣も昨年度よりは2.1ポイント減少しております。そういった意味では早寝早起き型の生活習慣は小学生に比べると弱まっていると考えられます。テレビやDVD視聴の時間は、小学生と同様減少傾向にあります。反面、携帯電話やスマートフォンの使用状況が全国平均より多い結果となっています。家庭学習時間についてですが、平日に1時間以上取り組んでいる生徒数は全国平均より6.4ポイント低くなっています。休日に1時間以上取り組んでいる生徒数は、逆に全国平均より2.9ポイント高い状況になっています。それらのことから、家庭での学習時間の不足が小中学校ともに課題と分析しているところです。その改善のために教育委員会としては、今年度作成の家庭教育の手引の中から、特に5点を重点的に取り組むよう学校を通じて家庭に働きかけています。それは、1つは就寝、起床などリズムある生活を送らせようということ、それから、2つに学習時間を確保し、毎日勉強させようということ。3つ目に、読書時間を確保して本に親しませよう。それから、4つ目に得意分野を見つけ、褒めて伸ばそう。5番目に、子どもとの対話を大切にしようの5点であります。そのほか、放課後学習会、土曜学習会を設けまして、学習習慣が定着するように取り組みを進めているところであります。

体力についてですが、これ運動能力とあわせてお答えいたします。体力合計点というのがありますが、全国平均と比較しまして、小学校では男子、女子ともに下回る結果となっています。しかしながら、男子は握力、長座体前屈、ソフトボール投げで全国平均を上回

っています。女子では、50メートル走が全国平均と同じレベルまでいっております。中学校ですが、男子は全国平均を上回っております。種目別で見ましても、9種目中4種目で全国平均を上回る結果となっております。女子は、体力合計点、全部下回る結果となりました。しかしながら、反復横跳び、立ち幅跳びでは全道平均を上回っております。本町の児童生徒は、総体的に見ますと運動が好き、得意と肯定的に答えた割合が全国平均を上回っています。運動やスポーツに対する意識は非常に高いと推察されますので、今後の取り組みによって体力は向上していくものと期待しているところです。

体力向上策といたしまして、各学校では体力向上プランを作成し、体育指導の工夫改善、数値目標の設定、一学校一実践など体力向上への取り組みを進めています。一学校一実践の例を挙げますと、西当別小学校では縄跳び集会というのをやっています。それから、当別中学校では柔軟性を高めるストレッチ、それから筋力を高める体幹トレーニングに全校を挙げて取り組んでおります。教育委員会としては、学校で作成しております体力向上プランへの指導や助言、それからスポーツ推進員等によるスポーツ指導、支援、それから遊びの中から運動の楽しさを学ぶコーディネーショントレーニングを実施しているところです。

次に、小中一貫校の学校数についてのご質問であります。3月に策定しました小中一貫教育に関する取り組み基本方針で示しておりますが、なるべく早い時期により教育効果が得られる施設一体型の一貫教育に移行したいと考えています。先ほどの質問の中に29年度をめどにということにおっしゃいましたけれども、それは訂正させていただきたいと思っております。その間、現在設置されております小学校と中学校で分離した形での小中一貫教育に取り組むこととしております。6校ある町立学校のうち弁華別小学校と弁華別中学校は今年度末をもってそれぞれ当別小学校、当別中学校に統合されますので、統合後の中学校区にあわせまして小学校2校、中学校2校による義務教育学校の設置を想定しています。

次に、小中一貫校に係る町民の合意形成についてのご質問であります。先ほどの佐藤議員の再質問に対する答えと重複してしましますが、基本方針におきまして有識者、学校関係者、保護者、地域住民等で構成されます小中一貫教育推進懇談会を設置、開催することとしております。その中で一貫教育についての理解や推進する際の課題等について検討を行っています。10月27日に町民向けの講演会を開催いたします。講師には、小中一貫教育推進の第一人者であります京都産業大学の西川先生に来ていただきます。町民、保護者への理解を深める一助にしたいと考えております。このような取り組みは、今後も実施していく計画であります。

次に、当別町の教育課題についてというご質問ですが、教育委員会の主要な役割である学校支援についての課題ということで、教育環境や教育条件についての課題を主なものとして5点申し上げます。1点目は、教職員の数についてであります。習熟度別指導あるいはTT、チームティーチングをやるときの教員の数が増えますので、それから少人数指導を実施するため、それらのことからこの学校も喉から手が出るぐらい教員の数が増えたいと考えています。

しいのが実態です。その確保が我々の大きな役割と認識しております。ちなみに、今年度の当別町における定数外の教職員数の現状を申し上げますと、国の予算による教職員の加配、これが全小中学校合わせて13名となっております。町の予算によります配置は22名ということとなっております。今後国や道への要望とともに、厳しい町の予算の中ではありますけれども、引き続き教職員の加配を行っていかねばならないと考えております。

2点目ですが、授業改善への支援ということがあります。今年度電子黒板等のICT機器を各教室に設置しました。授業改善が大いに期待できますし、今後はタブレット端末やデジタル教科書の導入の検討を行う必要があると考えております。それから、今後実施していきます一貫教育に向けて、小学校高学年の算数、理科等の教科担任制に係る予算確保も大きな課題と捉えております。

3点目になりますが、校舎の整備であります。当別小学校、当別中学校ともに築40年を超えておまして、抜本的な老朽化対策が必要になってきております。小中一貫教育の一体型校舎の建築と機を同じくすると思いますが、関係部局と調整を図りながら進めていきたいと考えております。

4点目ですが、特別な支援が必要な児童生徒増への対応ということがあります。近年普通学級で学ぶ特別支援が必要な児童生徒が増加傾向にあります。さらに、インクルーシブ教育の導入によりまして、その傾向は強まっていくと予想しています。その対応として、特別支援教育の免許を持った教員の確保や支援員の配置、教育課程の整備などが必要になってくると考えております。

最後5点目ですが、家庭への対応を挙げました。家庭事情の複雑さから安定した学校生活を送ることのできない児童生徒がいます。その子ども、その家庭への対応は学校単体、個々の教師の力では限界があります。教育委員会といたしましては、学校とともに個々の事案に向き合いながら解決に導いているところであります。今後も難しいケースが多く出てくると予想されますので、協同での対応をより強めていかななくてはならないと考えているところです。

課題として5点申し上げます。なお、1番目から5番目という順番でお話ししましたが、優先順位ということではございませんので、ご理解をお願い申し上げます。

以上、鈴木議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長（島田裕司君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。

1点目の新しい医療介護の総合確保推進法に伴う影響について伺いましたけれども、8月から始まったばかりということで、影響が出ないように各部局頑張っておられたと思います。しかしながら、これから事業が推進されていくという事態の中で、全国的に懸念されていることが起きるという可能性も十分あると。とりわけて小さな事業所が廃業に追い込まれると、またもう既に廃業してしまっているということが随分報道もされています。ということで、心配の声も聞いております、当別町内でも。そういう意味では、最初の質

問でも言った最後のところですけども、住みなれた町で住み続けられるまちづくりを進めるためにも、町としてさまざまな困難を抱えている利用者一人一人にしっかり寄り添って、これまでの生活を継続できるようあらゆる手だてを尽くしてほしいというふうを考えるけれども、そこはどうかということでもよろしくお願ひしたいなと思います。

○副議長（島田裕司君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 今鈴木議員がおっしゃるとおり、この介護保険事業計画の円滑な推進についてはもちろんのことですが、高齢者が本当に住みなれたところで幸せな暮らしを続ける、これを守るといいますか、維持するのは私たち行政の使命でありますし、もちろん責務でもあります。ですから、議員ご発議のとおり、利用者一人一人の課題解決にしっかりそれを捉えて、個人個人の一人一人への丁寧な対応をしていくということを申し上げます。

○副議長（島田裕司君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） ありがとうございます。

次の農業ビジョンについての再質問を行います。増田レポートは、確かに多くの自治体関係者や住民に人口減少問題待ったなしといった危機感を持たせました。一方でもう何をしてもこの町はだめだと、そういう住民意識が広がったのも事実だというふうには思います。住民のあきらめ感が地域の中に急速に広がっていくことが心配です。この臨界点は、水害や地震などの自然災害を受けて生じることが多いと言われていています。また、収穫の喜びを無にする鳥獣被害もその契機となり得ます。いずれも住民への心理的な痛手は大きくて、それがあきらめを増幅します。実際地域でも聞かれました。農業10年ビジョンに鳥獣被害に対する事業をしっかり組み込むこと。この課題は、当別農業の発展と同時に人口減少を防ぐ上でも待ったなしの課題と言えるのではないのでしょうか。

○副議長（島田裕司君） 鈴木君の再質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） これもおっしゃるとおり、議員ご指摘のとおり住民への確かに地方創生の問題が心理的な意味では痛手を与えたということもあるかと思ひます。加えて、やっぱり高齢者の問題、それからうちの町では後継者不足、それから温暖化等に伴うゲリラ豪雨とか、こういったものが随分いろんなところでも頻発してきている上の心配、TPP交渉の進展など、特に農業を取り巻く情勢というのは本当に厳しさを増してきていると思ひます。そんな中で、今おっしゃったあきらめによる離農の拡大なんていうようなことは何としてでも阻止しなければならないことだと思ひます。そういった点で、今おっしゃった当別農業10年ビジョンの中で私たちはもうかる農業ということで未来像を明らかにして、現在町内の関係機関あるいは農業者で構成します推進委員会というものにおいて、もうかる農業の実現に向けたアクションプランというものを策定し、これから取りかかっていくわけであります。こういったのを背景にして、このところ感じではありますけれども、町内外での直売への広がり、それから首都圏の業者へのつながりとか、あるいは加工

業者との契約といったものの、こういった実需と結びついた販路の開拓が多少進んでおります。そんなことで、当別の農業にとっては私は明るい兆しが出てきているのかなと感じております。

ただ、今おっしゃった鳥獣害対策につきましては、生産対策の中で大変大きな重要な位置づけでございますので、今申し上げた推進委員会の中で被害の実態等も共有しながら、ぜひ10年ビジョンのアクションプランの項目として盛り込んで、本件についてはしっかり対応していきたいというふうに考えます。

○副議長（島田裕司君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） ありがとうございます。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略の再質問ということでお伺いします。前段部分は提案、意見ということで押さえていただきたいわけですがけれども、第5次総合計画と総合戦略のかかわりということで私の意見、提案というような形で述べたいと思いますから、答弁は必要ないです。その後半については、答弁していただきます。

例えばこの総合戦略では災害に強いプロジェクトということで災害の観点も取り入れ策定されていることは時宜を得ていると思います。その中で除雪、排雪の担い手の育成、確保に取り組むとあります。それで、答弁は求めませんが、持続可能な雪対策という点では町内の事業者を守り育てるという観点、若い人がこの仕事に誇りを持って取り組める思い切った手だてが必要だと思います。ぜひ検討してほしいなというふうに思います。

また、きょう同僚議員が質問いたしましたけれども、医療費の助成の問題、これについて6月議会の町長答弁では単独では難しいというようなことでありました。それで、政務調査で私は標茶町に行ってまいりました。それで、商工業振興と抱き合わせでの実施、窓口で支払った医療費分を町内の商工業者、事業者で使える商品券を検討して還付するといった一石二鳥の施策も今非常に重要ではないかというふうに考えます。厳しい財政状況の中でこれまで町民に我慢をしてもらってきたという部分もありました。しかし、財政状況を少しずつ改善してきて、そして今度その分少しずつだけれども、住民サービスを向上させていくという中で町民がどうせこの町はだめなのだといったあきらめ感を広めるのではなくて、この町はまただんだんよくなっていくのだと、そういった町の将来に対して希望が持てることを発信していく、そういう施策を打っていくことが非常に重要ではないかというふうに思いますので、ぜひ検討いただきたいと思います。

さて、再質問ですけれども、軟弱地盤の件ですけれども、本当に1年でいいのかという、町内の専門家もそういう懸念を示しています。やってみただけでも、手直しというのはぜひ避けていきたいなということでは本当に大丈夫なのかということをご吟味の上、吟味を重ねていただきたいということで、これ本当にどうなのかということをご吟味したいと思います。

また、この人口減少対策は地方自治体にとって重大な逼迫した課題です。先日地域ごとの人口動態資料をいただいたところ、当別町でも人口がふえている地域があります。また、

地域ごとに見ると、減り方が1人、2人といった数字でも率にすると大きくなる。反対に1人、2人ふえるとぐんとふえるということが見えてきました。市街地でも町内会ごとだとか班ごとに見るとそうなるのではないかなと思います。課題は、大きな視点でつかむけれども、しかしこの課題解決に向けては実現可能な小さな視野で行動することが大事ではないかというふうに思うわけです。介護にしても、農業にしても、道の駅建設にしても、人口減少にしても、除雪や排雪にしても、子育てや教育にしても、住民みずからが考えて、住民みずからが意見を述べて、住民みずからが参加して、町民が力を合わせて課題を解決していく、そのようなまちづくりが求められているのではないかなと思います。そのためにも、町内会単位の住民説明会や町政懇談会といったものに担当部署がどんどん出かけていくような状況をつくるのが必要と考えるがどうかということであります。

○副議長（島田裕司君） 鈴木議員に確認いたしますけれども、一問一答で今質疑をしているわけですが、今再質問、2回目やっています。それで、もう既に2つの項目終わっていますので、その前に戻ってできませんので、それをご了承の上、質問を続けていただいていると思います。それでよろしいですね。

○3番（鈴木岩夫君） はい。

○副議長（島田裕司君） 町長の再答弁。

○町長（宮司正毅君） 今2つご質問ありました。軟弱地盤の件ですけれども、この事業は開発局といわば共同で実施している事業でありまして、国の本当の専門機関、土木の専門機関である開発局との共同でございますので、情報はしっかり共有しながらやっております。もう一つ、先ほど申し上げましたけれども、幾つか改良区の水の流れがあるところ、駐車場、それから家を建てるところ、これはそれぞれみんな盛り土の高さを変えて、特に改良区の土地のところなんかは早くやって、早くそこの改善をしなければいけないので、場合によっては三、四メートルぐらい積んでその部分を早くやるとか、各個々の情勢に合わせて今計画が練られておりますので、ご心配の点は私も自分自身が技術屋ではないものですから、中身は申し上げられませんが、これからも開発局としっかり打ち合わせを進めながらやりたいと思いますので、それをもって回答にさせていただきます。

それから、もう一つの課題解決にはきめ細かく一つ一つやっていくべきであるという点については、私も鈴木議員のご意見には全く同感であります。住民みずからが考え、そして今おっしゃったのをそのまま言うと、住民みずからが意見を述べ、それから住民みずから参加してと、町民が力を合わせてというお話を今いただきましたけれども、まさにそのことがまちづくりの基本でありまして、そのためには対話が極めて重要であるということはおっしゃられるとおりであります。特に少人数による対話というのは、双方にとって非常に効果がある、大勢でぱっとやるよりはですね。そういうように私も考えますので、これからも進めていきたいと思います。これまでも、実はお声をかけてくださった町内会、あるいはサークル団体などからお声をかけられた場合には、幾つか対話を行ってきております。今後も時間の調整を図りながら対話する機会をぜひ持っていきたいというように思

っております。これは、今ご指摘の、私のみならず役場職員、担当部局も全く同じでございまして、町民の皆さんとの対話をそれぞれの分野で進めさせていただきたいというふうに思っております。

○副議長（島田裕司君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） マイナンバーについての再質問ですけれども、本人確認で防ぐという答弁がありました。しかし、本人確認自体が大変な問題を起こすということでは、例えばベネッセコーポレーションの問題があります。あれは、結局ペンネームを使うということで被害を防ぐというところがあって効果があったという方もおります。そういう意味では、かえって本人確認が事故を起こすという可能性もあるのだということ考えているのですが、そこはどうかということを知りたいと思います。

○副議長（島田裕司君） 鈴木君の再質問に対する町長の答弁を求めます。

○町長（宮司正毅君） この点につきましては、結構具体的な話なので、私が答える素質を持っておりませんので、別の人間に答えさせますけれども、よろしゅうございますか。

○副議長（島田裕司君） 副町長。

○副町長（増輪 肇君） 鈴木議員の一般質問のマイナンバーの部分につきましてご答弁を申し上げます。

本人確認ということでございますけれども、今マイナンバーのほうで本人確認という部分については、先ほど町長からも答弁をさせていただきましたけれども、まず顔写真の認証をするという部分も1つあります。これは、今盛んに全世界的に行われておりますけれども、顔の認証というのをシステムとしてやっていくということがまず1つ。そのほかに、今実はICチップ入っていますので、この中には秘密鍵というものが入っておりまして、いわゆる電子的に個人認証をかけていくという形をとってございます。これは、公的個人認証システムと言っていますけれども、現在でもL G W A N等々でも使われているような秘密鍵をこの中に入れておいて、電子的なサーバーといいますか、そちらのほうとある一定のランダムな暗号化みたいな形のものをしながら公的の個人認証として秘密鍵で合わせていくというような、いわゆる複数の個人認証と、本人確認というものをしていくというふうなことでご説明をさせていただいたわけございまして、単純に顔写真が合っているだとか番号が合っているだとかということばかりではないと。もっともっと深い電子情報の本人確認という部分がこの中に含まれているということでございます。したがって、そういった事項は現段階では考えにくいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○副議長（島田裕司君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 答弁ありがとうございます。私もまだまだ勉強不足で、これから勉強過程ということで、また勉強する中身は本当に大変多岐にわたっていて、そして膨大であるということもありまして、高齢化という状況の中でほとんどは高齢者が被害のターゲットになるというような心配もありますので、ぜひ私も一生懸命勉強して、これを安全

というか、僕の立場としてはこれは安全が確保されていないということで、スタートするべきでないという立場でありますけれども、しかししっかり勉強して、また質問していきたいなと思っています。この部分は、意見ということで押さえていただきたいと思います。

最後の再質問に入りたいと思います。教育問題についてですけれども、答弁を、私的なことですが、懐かしいというか、そういう子どもの姿が浮かぶような形で聞いておりました。当別の子どもたちのよい点ありました。このことを保護者や地域の方々に宣伝するというのが、先ほど答弁にありましたけれども、子どもを褒めて育てるのだということの基本にしているのだということありましたから、ぜひそれを進めていただきたいと思います。そのためにも、私も頑張りたいなというふうに思っているわけであります。

それで、一貫校の問題と統廃合の問題ですけれども、最後の施策についてもありますが、教職員の定数をふやすというところで、ちょっと勉強不足でわからないので再質問させていただきますけれども、統廃合による教職員増という手だてというか加配が制度としてあったのでないかなと思うのですが、それは現行でもあるのか。そしてまた、弁華別が統廃合されるという中で、そういう加配措置が適用されるのかということと、それから小中一貫校では定数増を考えていないという国の考え方あるわけですが、そこについてどうなのかと。本当に定数増にならないのかと。私からいったら、小中一貫校は統廃合問題と同じでないのかという考えもあるわけで、そういう意味ではなぜ小中一貫校では教職員の定数加配がないのだというような疑問を持つわけですが、その統廃合の加配と。一貫校における加配ということについて再質問させていただきたいと思います。お願いします。

○副議長（島田裕司君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 統合に係る加配でございますが、今ありまして、統合前加配、統合後加配というのがあります。それで、本町の場合は弁華別小学校に統合前加配ということで1名つけております、国の予算ですけれども。それから、来年度は統合後加配ということで、当別中学校に1名を申請するところであります。

それから、小中一貫校に係る定数増ということなのですが、今の情報では小中一貫校だからといって定数を上げるということは情報として入ってきておりません。それも今文部科学省の検討中ということしか捉えておりませんので、お答えさせていただきます。

○副議長（島田裕司君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） ありがとうございます。現場の先生方は、今本当に頑張っていると思います。また、保護者の方も頑張っていると思います。金がなかったらみんなで愛情でということも本当に基本だと思います。また同時に、やっぱり厳しい中でもしっかり手だてしていくということが大事だと思います。ぜひ保護者や地域の方々、先生方にエールを送るような、そういう施策をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○副議長（島田裕司君） 以上で鈴木君の質問を打ち切らせていただきます。



◎散会の宣告

○副議長（島田裕司君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

あすは午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は大変ご苦労さまでした。

（午後 3時01分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成27年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成27年第5回当別町議会定例会 第4日

平成27年9月30日（水曜日） 午前10時00分開議

議 事 日 程 （第4号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会

午前10時00分開議

出席議員（13名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
6番	渋谷俊和君	7番	山田明君
8番	古谷陽一君	9番	稲村勝俊君
10番	石川和栄君	11番	岡野喜代治君
13番	高谷茂君	14番	島田裕司君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（2名）

5番	秋場信一君	12番	市川正君
----	-------	-----	------

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	北村和也君
財政課長	江口昇君
企画部長	二木勝義君
企画部参与	吉尾雅昭君
企画課長	長谷川道廣君
企画課参事	千葉善宏君
プロジェクト推進参事	三上晶君
住民環境部長	森田至君
環境生活課長	辻野幸一君
福祉部長	五十嵐一夫君
福祉課長	高取真由美君
子育て推進課長	森淳一君
経済部長	舘田博道君
農林課長	並川敏万君
建設水道部長	堤和弘君
建設課長	高松悟志君
建設課参事	中渡憲彦君

教 育 部 長	野 村 雅 史 君
管 理 課 長	山 崎 一 君
代 表 監 査 委 員	米 口 稔 君
教 育 委 員 長	白 井 応 隆 君
教 育 長	本 庄 幸 賢 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	滝 本 隆 志 君
次 長	佐々木 由紀夫 君
主 幹	小 川 義 則 君
係 長	浦 島 卓 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきに配付されております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

13番 高谷 茂 君

14番 島田 裕 司 君

を指名いたします。



◎一般質問

○議長（後藤正洋君） 日程第2、一般質問を行います。

通告5番、渋谷君の質問であります。質問は、一括質問、一括答弁方式で行います。渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） 議長のお許しが出ましたので、質問をさせていただきます。

まず最初に取り上げたのは、町長初め町三役の手当の特別加算45%についてであります。これは、前回の議会でも私は質問いたしました。今度は角度を変えて、前回は町民の生活実態から見てどうなのか、もう一つは厳しい町財政の視点から見てどうなのか、こういう観点から前回は取り上げました。今回は角度を変えて、他の市町村から比べてみて当別の町長の報酬、給与はどうなのかという問題、またそのほかの視点からも幾つか質問してみたいというぐあいに考えております。

まず、他の自治体との関係でどうなのか。全道の町村144町村の中では数字の上では2位であります。しかし、皆さん1位の音更町は人口4万5,000余りで、実質的には市並みの人口を抱え、予算も非常に健全な財政、いろんな指数についても当別をかなり下回って安定している状況がありますが、こういった状況から見て音更町は、当別町と比べて9,00

0円アップという感じであります。ですから、実質上は全道町村では当別町長がトップであると言っても過言ではないというぐあいに私は考えております。そういう視点から見て、見直す気はないのかという問題が1つであります。

また、職員の給与の問題はどうなのか。これも総務省で示しているラスパイレス指数、これから見て管内では下であります。また、町長の資産等の公開に関する条例というのがありますが、これを見ても町長の所得については、そういった状況から安定しているというぐあいに考えられますので、そういう幾つかの視点から見て見直す気はないのかどうなのかというぐあいに考えます。特に三役の特別加算に対する年間の支給は三百数十万円、また3級職以上の職員に対して15%以内で特別加算という規定がありますので、これについても合計すると1,100万円、合わせて1,500万円近くのお金が特に出ております。とりわけ他の町村やいろんな指数から見ても、これが極めて低いというのであれば私は納得できるのでありますが、今言ったような状況から見て、やはり町民のいろんな願いや要求、予算がないからということで押さえている、そういう状況から見ても、私はぜひここに手をつける必要があるのではないかと。前回質問を取り上げてから多くの町民から激励の電話、本当によく取り上げてくれた、こういう電話も何件かいただいております。ぜひそういった意味で町三役の特別加算、このものについて見直す気はないかということ再度質問したいというぐあいに考えております。

順番ちょっと違いますが、次に職員の関係を取り上げたいというぐあいに思います。特に町長を含め三役は全ての職員のやる気を引き出すということが非常に求められています。また、全ての職員の英知を生かしていく、こういう観点から積極的に職員に対していろんなことをやっていくというぐあいになるかと思いますが、そういう意味で、また町民の中からも非常にわかりづらいという声の一つありまして、例えば部長、課長、係長というのはどこの役所でも、民間企業でもわかりやすくあることなのですが、当別町の場合、それに加えて参与、参事、主幹、主査、主任、主事、どこでどういうぐあいに分けているのか非常にわかりづらいというぐあいに思いますし、町民の方たちもいろいろ見ても非常にわかりづらいというぐあいに言っております。私は、そういう意味でこちら辺をもうちょっとわかりやすくしていく必要があるのではないかと。これは、給与のわたりだとかいろんなことを考えたり、あるいは部長、課長、次どういふぐあいな配置になるのかという点などを含めて、いろんなことがそこでは歴史的なこともあると思いますから、経緯があってそれぞれそういうぐあいに呼ばれていると思います。私も道庁にいましたけれども、道庁のようなマンモス機構の場合とか札幌市のような大きな自治体の場合とか、そういった場合にはある程度そういったものを理解できることがありますけれども、当別町のような規模の、それこそ人口1万七、八千、また職員も200名弱というようなところで、もうちょっと町民にわかりやすいそういう名称を工夫してはいかかと。この点の検討、町長の考えをお聞かせ願いたいというぐあいに思います。

職員に関して2つ目は、職員の研究意欲というか学習意欲というか、積極的なそういう

勉強を進めていくという点で、せつかくある自己啓発など休業に関する条例というのがあると思いますが、このすばらしい中身について積極的に町の職員の方たちは活用しているのかどうなのか、この点あたりも職員のやる気を引き出していく町の理事者側の姿勢が問われる中身だと思いたいますが、その点の活用状況をお知らせ願いたい。

この点の2つ目としては、町職員がいろんなことですぐれたものを行った場合の表彰規則というのがあると思いたいますが、表彰された事例あるいは件数などを含めて、こういった問題についてもお聞かせ願いたいというぐあいに思いたいます。

それから、職員の3つ目では、職員の自主的な研修あるいはどこかに行って一緒に勉強するという、そういう点での派遣、そういった自主研修や自主派遣の制度があると思いたいますが、この利用状況はどうなっているのかということもお聞かせ願いたいと思いたいます。

それから、職員に関しては最後ですが、さきの議会報告会でも参加者の方から町外から通勤している職員は何人ぐらいいるのかという質問が出されました。これは、まさに人口減少で魅力ある町とか人を呼び込む町とかと言っているけれども、そのお膝元の町職員がどんなぐあいにそこら辺なっているのか。町外から通勤している職員は何人いるのか。また、その中で管理職に含まれている人はいるのかいないのか含めて、ぜひお聞かせ願いたいというぐあいに思いたいます。

それから次に、学校給食についてであります。私の年代は、脱脂粉乳の給食の時代でした。大変あれおいしいのです。水に溶かすと割とまずいのですけれども、粉のままなめると本当に甘いのです。戦後でしたから、私はよく学校給食で大きなタンクをちょっとなめたことがあります。先生に見つからなかったの、怒られなかったのですけれども、非常に甘い。まだそのころ甘いものが少なかった時代ですから、大変感激した経験がありますけれども、今の子どもたちはその点から見たら恵まれていると思いたいますが、当別も学校給食がスタートして20周年になります。子どもたちの給食、そして子どもたちがそれを喜んで残さず食べているのかどうなのか。その実態についても余り町民には知らされていないと思いたいます。その実態についても、ぜひひとつ改善なども含めてお聞かせ願いたいというぐあいに思いたいます。

それから、子どもたちも今大変食の問題では口が肥えてきている。いろんなところに遊びにいっても何しても、バイキングだとかいろんなことがあると思いたいます。そういった意味では、非常に食の関心も高まっているし、学校なども月に1回とか2回とかバイキング方式なんかも取り上げてやったらおもしろいのではないかというぐあいに私思っているのですが、その点はどう考えているでしょうか。

それから、2つ目は、昨今アレルギー問題が非常に注目されておりますが、牛乳なども含めてアレルギー対策、非常に苦労しながら栄養士さん進めていると思いたいますが、その対応についてもお聞かせ願いたいと思いたいます。

それから、中にはやはり当別、農業は基幹産業ですから、地場産の特産品を大いに使う

だとか、逆に農家の方たちが規格外のいろんな野菜やその他あると思いますが、そういうものも安く仕入れて活用するとか、そういうようなこともぜひ給食の中で取り上げてはどうかという問題です。

最後に、学校給食では教育長も食育を大事にしてということをおっしゃってありますが、食育とは具体的にどういうものを考えているのかということをお聞かせ願いたいと思います。いずれにしても、学校給食の現場では栄養士さん、また調理に当たる人たち、本当においしいものを子どもたちに食べさせたいと思って一生懸命ご苦労されていると思いますけれども、以上の点について学校給食についてお伺いしたいというぐあいに思います。

次に、今報道されております貧困の連鎖、これをどう断ち切っていくのか。教育の問題でもそうですし、またいろいろな生活上の問題でもいろんな角度から貧困の連鎖問題が取り上げられておりますが、当別町でも子ども・子育て支援事業計画が発表されて、安心して子どもを産み育てられる環境づくり、さまざまな角度から子どもたちの未来を考えてつくられていると思いますけれども、その中で1つ具体的にはひとり親世帯、いわゆるシングルマザー、シングルファザー、こういった問題での自立支援について当別町では何か考えていることがあるかという問題であります。

2つ目は、学校の放課後の問題ですけれども、子どもの居場所というものがあるのが本当にどの子どももきちっと居場所があるということを保障していく、つくってあげていくということが子どもの非行の問題、いろんな問題で大事だということが叫ばれていますけれども、こういった問題について当別町では具体的に考えていることがあれば教えていただきたいというぐあいに思います。

それから、貧困の連鎖を断ち切る中の一つですが、就学援助制度というものがあります。これは、本当にすばらしい制度だと私は考えております。私も子ども3人おりましたけれども、私ごとで恐縮ですが、この就学援助制度、子どもたちが学校へ行っている間、活用させていただきまして、大変ありがたい制度だ、大変感謝をしているというぐあいに思います。本当に助かりました。大変大事なことだというぐあいに思いますけれども、周りに気兼ねなくそういったものが受けやすい、そういう工夫も学校ではされていると思いますが、その点どうなのかという問題。また、適用人数あるいはその周知方法、また最近の適用される人数は子どもたちが減っていますから減ってきていると思いますけれども、受ける率については生活の厳しさも反面ありますので、受ける率は推移はどうなのかということなどもぜひお聞かせ願いたいというぐあいに思います。

それから、続いて町営住宅の建てかえなど具体的な展望についてであります。当別町の町営住宅の長寿命化計画の中でも大変すばらしい内容がこの計画の基本目標では出されております。町営住宅のマスタープラン、目標4つ、快適で住みたくなる住まいづくり、2つ目、安心して暮らし続けられる住まいづくり、3つ目、強みを生かした活気ある暮らしづくり、4つ目、自然を大切にする住まいづくり。どれを見ても思わしくなるような、今の町営住宅の実態から見たら本当に私は顔を覆いたくなるような、こういう言葉が続いて

おります。本当にこういう町営住宅をつくらなければ、人を呼び込むと言っておきながら、当別町の町営住宅見たら町が冷たい、弱者の人に対して冷たい町政だ、あんなひどいところという声が時々聞かれます。こういった問題含めて、建てかえの具体的な展望についてお伺いしたいのですが、今ももみじの団地では立ち退きというか、そういった廃止の観点から作業が進められております。この移転に伴う入居者のご心痛というかご苦労も、いろんな意味で大変あるかと思えます。また、相談などもよくあることなのですが、担当のほうはそういった入居者の思いや気持ち、それに触れながら対応して、大変ご苦労されて進められているということはよくわかるわけでありませけれども、しかし私がここで感じたことは、全体の体制、全体の目標、どこの団地がいつまで、長寿命化計画ではのっかっております。しかし、これを具体的に入居者や町民の方たちにも当別町の町営住宅、どんなぐあいこれから進むのか、いつどこの団地が壊されて、いつどこにどういうものが建つのか、そういう展望が具体的に示されていない。特に春日団地ができて以降、もう20年近くなりますけれども、あれ以降一切新しい団地はつくられていない。あのときに例の入札妨害問題がありましたから、町を揺るがした大事件がありましたので、それ以降町営住宅に手をつけるということが何か神経質になっているのかどうかわかりませけれども、そういうことも含めて、やはり一番最初に言ったような、まだまだ町営住宅の要望というか、年間80件前後あるということも含めて、住宅に困窮して望む人たちがいるという実態からも、具体的な展望についてやはり町民に明らかにすべきではないかというぐあいに考えて、この点での町長の考えをお伺いしたいというぐあいに思います。

最後であります、道の駅についてであります。町長は、きのうのこの質問でも起爆剤になればいいというぐあいに言っております。しかし、考えてみたら、道内114の道の駅があります。どれも大変厳しい財政状況にあります。起爆剤になっている町村、道の駅あるのか、私はまずそのことを聞きたい。前回の議会の中で、町長就任時に公約した4つの観点、きのうもどれも道半ばである。半ばならいいのですけれども、まだ手をついていないようなこともあります。こういった問題から道の駅にのめり込んでいるのではないか、こういうご批判も町民の中にはあります、はっきり言って。そういった意味で、起爆剤になる具体的な中身について、ぜひどういうことを具体的に指しているのかというぐあいに思います。

私は、この点で具体的に幾つか質問したいのですが、採算もとれる道の駅、これを目指すためには、具体的に337、道の駅が予定されている337、あの通行車両が一番の計算の基本になると思えます、見込み台数ですね。あの337の通行車両の中身が何台なのかという問題について、私は6月に企画のほうに質問しました。特に私が質問したのは、札幌大橋から、札幌からの人をターゲットにすると町長はよく言っていますから、北区、東区の主婦層をターゲット。札幌大橋から渡った点で道道112、左側に曲がる信号機、あそこでもかなりの数が左折します。337に真っすぐ入る、この車が何台なのかということをお聞きしました。1カ月たっても返事がありません。2カ月たってもない。私は、督促してそ

のことを質問しましたら、開発局でその調査をしているということで時間がかかったということで言っておりました。しかし、それも札幌大橋渡って112と337、最初の信号機で真すぐ337のほうに入った車の台数は何台なのか、それがわかるのかわからないのか質問しました。結果的には、それはわからない。112号の入った車を引けば出てくるはずなのですが、その点について私は回答の中ではそこは明確にならなかったというぐあいに考えております。それが1番目の質問であります。まず、この点で本当にどうなのかという問題、きっちり責任持って報告、答弁いただきたいというぐあいに思いますし、また札幌方面からではなくて、ほかのほうから道の駅に入ってくる場合は左折ですぐ入れますけれども、札幌方面から来る場合は、今の予定地では右折しなければならない。当然右折ということは、それなりに入る人がすっと行けないという問題があると思います。それは、信号機を変えた場合も、やはりそこではストップするということになりますので、そういった点含めて、地理的なマイナスというのはよく報告会その他でも出てくるとは思いますけれども、非常に大事な考え方の要素になります。本当に真剣になって場所を考えているのかということもあると思いますが、その点についてもはっきりお答え願いたい。

それから、もう一つは、冬場の扱う商品であります。どこの道の駅も北海道の場合、冬場休みのところもかなりあります。私は、そういう意味でいえばやはり冬の品物、特に農産物ですね、冬場はとれないということもありますから、一番気にするところでもあります。町長は、姉妹都市、大崎だとか宇和島だとか、いろんなところの名産その他含めて扱うというので、心配はないようなことを言っております。確かにそれはそれで大事なことだと思いますけれども、本当にこの採算ベースにあって年間通して40万人、50万人が入るような計算をしている中で、それに見合う形のものがあるのかどうなのか、いまだ心配であります。その点また改めて具体的に何か考えていることがあればお聞かせ願いたいし、また当別町も太美の説明会でも太美の皆さんがしっかり買い物してくれたら、1戸当たり年間100万円買くと、3,500世帯がいるわけだから、これだけでも大変な金額になる。こういう答弁を質問についてされましたけれども、本当にそんなぐあいに考えているのか。町長のところは、札幌三越さんやその他で買い物しているかもしれませんが、多くの町民は100万円も使って消費する買い物というのはなかなかできない状況であります。その点は感覚がちょっと違うと思いますけれども、そういったことも含めて、町民のそういう買い物やいろんなものをターゲットにした中身になっているのかどうなのかということもぜひお聞かせ願いたいと思います。

また、最後ですけれども、この問題でいえば前の議員の質問でも、前の町長から引き継いだ、そういう道の駅というぐあいに言っております。だけれども、前の町長も引き継いでいるといっても道の駅で町民の審判を受けているわけではありません。道の駅を全面的に取り上げて町政の判断、審判を仰ぐという形になってはいないのです。それから、今の町長も道の駅の問題について町長選挙で大きな公約だとかその他にはのっかっていないという状況にあります。それは2つとも私は争っているから、体験してわかっていることで

あります。そういった点も含めて、これだけ大きなお金をかけて、また今後の財政的な問題も含めて町民にかぶさってくる可能性もある中身ですから、やはり大阪都構想ではないけれども、住民の投票条例というか、投票を判断する材料として住民投票を仰いで考えていないかどうか、その点も含めて質問をして、私の1回目の質問を終わらせてもらいます。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時28分

○議長（後藤正洋君） 再開いたします。

ただいまの渋谷君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 渋谷議員の一般質問にお答えをいたします。

まず初めに、町長の給与を改定する考えはないかとのご質問でございますが、私自身給与は他の町村と比べて上位にあることは認識しております。月額給料の改定を行う考えはございません。ただ、独自の判断で期末手当の削減を行い、年収の削減を図っております。本年度も財政状況、それから社会情勢を判断し、期末手当の独自削減を町長だけではなく、副町長、教育長、三役で適用しております。本年度の首長としての年収では、石狩管内市町村の8団体中7番目の状況にあります。ご参考までに申し添えます。また、私の個人の所得ということでお話がありましたけれども、町長の職務にかかわる給与というのは、これとは全く関係ないものと私は考えております。

次に、町職員の職名に関しての検討ということでご指摘がございました。職員の職名が多くてわかりづらいと感じられるかもしれませんが、町民にとっては部長とか課長はともかくとして、その他の職名が役場との相談時に大きく影響するというふうには思っておりません。一方、職員にとっては与えられたその職名が職員としての自覚を高め、かつ職務の責任を果たすことにつながり、それが町民サービスの向上にも寄与していると私は認識しております。先ほど議員も質問の中でおっしゃいましたけれども、職員のやる気を出させることが必要だと、そのやる気を起こさせる上で、この役職は必要だというふうには私は考えておまして、現状の職名を継続していきたいというふうには考えております。

それから、自己啓発等の休業に関する条例の活用ということでのご質問でございますけれども、平成20年に職員の自己啓発を目的に条例を制定したところでありまして、これまでの実績はない状況にあります。

それから、ご質問の町職員の表彰規則に基づいた表彰事例と件数でございますけれども、平成に入ってから4件ある状況です。その表彰事例としましては、人命救助、それから多年にわたる町の広報紙の4コマ漫画の掲載、それから犯罪者の逮捕協力、こういったも

のがございます。

もう一つ、町職員の自主研修の利用状況についてのご質問ですが、過去3年の状況では、平成26年は3件、25年は3件、24年も3件でございますが、今年度は現時点では1件であります。

職員関係の最後のご質問の町外から通勤している職員数と管理職の内訳というご質問ですが、現時点において町外から通勤している職員は全体で53名となっております。そのうち管理職については8名となっております。少しずつ減少をしております。

貧困の連鎖を断ち切るためにという次の課題でございますが、特にひとり親世帯の自立支援についてご指摘がございました。現在当別町では、ひとり親家庭の経済的負担を軽減して健康の保持と福祉の増進を図るということを目的として、まずひとり親家庭等の医療費の自己負担について助成を実施しております。それから、児童扶養手当やJRの通勤定期割引、修学資金の貸し付け、それからひとり親家庭への就労支援、こういったものなどは北海道が所管する支援事業ですが、これについてはゆとりに窓口を設置して、手続や情報の提供を行っております。これは、今後においても道や関係機関との連携を継続して、ひとり親世帯への自立支援というものは限りなく町としては進めていきたいというふうに思っております。

それから、もう一つの放課後児童の居場所づくりについてのご質問ですが、本町では放課後児童健全育成事業として子どもプレイハウスを設置しております。これは、ご承知のとおりであります。この事業は、共働き家庭や就業するひとり親世帯等の留守家族の小学生に対し、放課後に適切な遊びと生活の場を与えることで児童の健全育成を図る事業でございますが、今年度は利用者の利便性向上を図るために小学校4年生までであった対象学年を6年までの全学年にこれは拡充いたしました。また、閉所時間を18時では札幌通勤者が困るよという話もありまして、19時まで1時間の延長をいたしましたし、また土曜日や夏休みの長期休業日の朝の開所時間をもっと早くしてくれというご意向もあって、これを従来8時半であったものを8時へ30分早めました。子育て支援施策の一環として、あと共働き世帯やひとり親世帯が安心して子どもを預け働けることができる環境整備というものを実施してきております。このほか、今年度から教育委員会とプレイハウスが連携をして放課後学習会を実施しています。この学習会には、プレイハウスを利用していない児童も利用できることになっておりまして、放課後児童の居場所づくりとあわせて、学力向上の視点からも新たな取り組みとしての効果を期待しているところであります。

次に、町営住宅の建てかえ等具体的な展望についてというご質問であります。これは、渋谷議員ご発議の町営住宅の移転、改修については、ご承知のとおり当別町町営住宅長寿命化計画にその全貌をお示しし、維持管理計画に基づきまして事業内容を具体化しながら原則実施してきております。しかしながら、今年度は約50年を経過した非常に老朽化の著しいと判断したもみじ団地につきましては、年度を前倒しして計画の一部を変更し、進めてまいりました。この実施に当たっては、入居者お一人お一人との会話を重ね、そして先

ほど議員から職員の対応にお褒めの言葉をいただきましたけれども、丁寧に具体的に移転を進めてきております。今後町営住宅に関する事業を進めるに当たりましては、議員ご指摘のとおり具体的な長期展望を立てて、入居者の皆様が不安を抱かれることのないように、こういった具体的な展望を十分皆様に前広にお知らせしていくことはやっていきたいと思っております。また、移転の対象となる入居者の皆様には、個々人の諸事情もありますので、これに十分に耳を傾けながら、急がず、強制せず、そしてまた情報提供などがおくれることなく、的確に伝わるように具体的にきめ細かく対応をしまいる所存であります。

道の駅に関してでありますけれども、まず車の混雑のことを大変心配されておまして、渋谷議員、入り込み台数が本当に大丈夫なのかというご心配をされておられるようです。右折であることは大きなマイナスであるというご指摘なのですが、実はまず建設場所の選定のときに、国道337号と町道17線の交差点部分の北側ということも一度検討したことはあるのですが、実は防雪柵が施設の視界の妨げとなって、入り込み客数に大きな影響が生じると、こういった判断で現在の位置にしたという経緯がございます。来場時の混雑、それから渋滞の解消に向けては、国道からの進入に必要な右折レーン、337は特に北区、東区のほうから来られた札幌の方の右折レーン、それからお帰りの際の、今度町道17線から国道へ出ていく、逆のほうへ行く、江別のほうに行く右折レーン、これの設置も行うということで国からは回答を得ております。それから、あとイベント時などの混雑に対応した町道17線への迂回ルート、あるいは337に側道がありますので、側道の利用なども、ありとあらゆる場面を想定した対応を考えております。

それから、冬場の商品課題ということでございますけれども、この点は6月の一般質問に答弁したとおりでございますので、今回は答弁を差し控えさせていただきます。ただ、事業というものは、あらゆるものがそうですけれども、やってみなければわからない面というのは幾らもありまして、それを完璧にやる前から想定するなんていうことは不可能でありまして、大きないろんな点で、先ほど起爆剤になればというお話もありましたけれども、そういうものを踏まえて起爆剤にするという町の産業化の活性化あるいは農業の振興、いろんなものを考えた上でこれをやろうと決めたのであって、冬場の商品がどうなのだとということで結論を出すというわけにはいかないということをつけ加えさせていただきます。

それから、道の駅の住民投票による町民の意思確認についてということでご質問ですが、道の駅は私の選挙公約の柱でもありました。議員から、私が道の駅を選挙時の公約には上げていないとのご発議がありましたけれども、私は極めて、どういうところからそういうお話が出たのかちょっとわかりません。というのは、当時当別町長の選挙公開討論会でも、これは渋谷議員も全く同様に道の駅をやるとおっしゃってございましたけれども、道の駅建設を推進していく旨のお話はしております。これは、私の公約以外の何物でもありません。あと、町長に就任した以降、この道の駅は多くの人を町に呼び込む、農業の振興に期する、町の産業活性化の起爆剤と位置づけて、いわゆるプロジェクトの目玉として町民にも訴えてきております。予算の議決もいただき、各種計画のプロセスごとに町民の

代表であります議員の皆様への説明も行い、これはもちろんのことでございますけれども、そして町民の皆様へも町政懇談会を初め、町の広報誌やホームページ、あらゆる機会を捉え説明を行いながら進めてきておる案件でございます、私は幅広い町民からの理解を得られているものと、町民も総合的にこれはやるという判断をさせていただいているものと私は理解しております、したがって住民投票の必要性はないと考えております。

以上、渋谷議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 渋谷議員の一般質問にお答えいたします。

学校給食についてのご質問ですが、最初に子どもたちが喜んで残さず食べているのかと、その実態と改善の方向についてのご質問であります、学校給食は栄養バランスを考えて、魚料理とか煮物、あえものなどの日本食も大切にしながら、米、パンを主食にバラエティーに富んだ献立になるように心がけているところです。また、成長期の味覚発達段階においていろいろな味を経験させることや不足しがちな栄養素を多くとれるよう工夫もしているところです。そういったことから、喜んで食べているかというご質問につきましては、学校からそういった声を多数報告を受けておりますし、私自身学校訪問の中で幾度もそういった様子、場面を見ております。今年度は、児童生徒へのアンケート調査を計画しております、この調査結果を反映させた献立を作成していきたいと考えています。議員もぜひ一度学校に出かけていかれて、子どもたちと一緒に給食を召し上がっていただいて、味ですとか、子どもたちの様子をぜひ見ていただければというふうに思います。

次に、食への関心についてのご質問であります、議員ご指摘のバイキング給食につきましては、小学校6年生と中学校3年生に対しまして、12月から2月の間で実施しております。このバイキング給食は、好きなものを好きなだけとるといような趣旨ではなくて、児童生徒が1回の食事で必要な量、食品のバランス、栄養を自分で考えて食事を選択する自己管理能力というものを養うために実施しております。これは、食育につながる取り組みに位置づけております。

次に、アレルギー対応についてのご質問であります、教育委員会では管内他の自治体に先駆けまして、平成25年に食物アレルギー対応マニュアルを作成しており、それに基づいて該当する児童生徒には代替食を提供するなど対応しております。例えば牛乳アレルギーの小学生には麦茶、中学生には緑茶、卵アレルギーの児童生徒には卵除去のパン、小麦粉アレルギーの児童生徒にはパンにかえて御飯を提供するなど、一例ですけれども、そういったことを対応としてしております。

次に、地場産の特産品や規格外の野菜活用についてのご質問であります、特産品の活用については本年3月に開催されました第1回当別町議会定例会におきまして会派清友会、古谷議員の代表質問にお答えしたとおり、米、豚肉、ニンジンなどの当別産食材を使った夏野菜のカレー、当別産小麦ゆめちからを使用したラーメンなどを提供しており、今後も地場産食材の活用を進めていくという方針であります。また、規格外の野菜につきまして

は、J A北いしかりのニンジンを使用しております。

次に、食育とは具体的にどういうものを考えているかとのご質問であります。食育とは生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるものでありまして、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることと考えております。その考えに基づきまして、小学校低学年ではよくかむことの大切さ、箸の正しい使い方、好き嫌いせずに食べることなど、中学年では栄養素の働きや楽しく食べることが心身の健康に大切であること、高学年では主食や副食などの食事の組み合わせ、食事が体に及ぼす影響などを主に取り上げております。中学生では、規則正しい食事、栄養バランスやスポーツ栄養学、受験と栄養、地産地消の意義などについて主に取り上げているところです。また、給食中ですが、その給食に使われている食材を通して栄養ですとか産地等の学習をしたり、準備、後片づけに至る一連の指導など、さまざまな角度から給食を生きた教材として食育活動を行っております。また、特別活動やその他の教科などでも食に関する内容について学習する機会があります。

次に、就学援助制度の活用についてのご質問であります。経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者の負担を軽減し、児童生徒が学習面や生活面において他の生徒と変わらない学校生活を送るためにこの就学援助を実施しております。議員ご質問の周りに気兼ねなく受けやすい工夫をとることで、現在申請については十分プライバシー保護に配慮し、書類の提出先につきましては学校でも教育委員会でも可能であるということで、保護者が選択できるようにしております。そういったことから、周りに気兼ねし、申請しづらい状況とは捉えておりません。それから、平成26年度において215人の児童生徒が就学援助の適用を受けております。それから、制度の周知につきましては、ホームページへの掲載ですとかチラシの配付、これは学校を通じて行っておりますが、そういったことで徹底を図っているところであります。

以上、渋谷議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 渋谷議員に申し上げますけれども、先ほど町長から道の駅につきまして通告外の答弁もございました。その件につきましては、答弁がありましたので、再質問されるのであればそのときに質問していただいても結構ですので、よろしくお願いいたします。

渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、道の駅の問題でございますが、私の質問通告にもあるように、札幌大橋を渡って337のほうを通る通行車両台数ですね、112に回る台数を除いて何台337を通行しているのか。逆な方向については数字が出ていますので、わかりますけれども、札幌方面から札幌大橋を渡って信号を左折するのを除いて真っすぐ337号に入る通行量は幾らか。この数字について何度か質問しましたけれども、具体的には質問通告にあるとおり数字が明らかにならなかったという点で、この点ひとつ大事な算定の基礎にもなりますので、ぜひ具体的

にお聞かせ願いたいというぐあいに思います。

それから、具体的な中身でいえば、冬場の商品問題もそうですけれども、やってみなければわからないというようなお答えがありました。私は、せいぜいほかの道の駅にあるような形での規模で町の財政規模から考えてやられるのであれば、それはまだ話はわかりませんが、町民税の徴収が18億何がしかの規模の中で、補助金があるとはいえ、全体の工事費が10億円前後の中身、半額負担するとしても5億円前後という形になるかと思えます。これは、修正されないで、そのまま見込みどおりでき上がったとしても、そういう中身でありますから、非常に大きなウエートを占める中身でありますし、もしこれが大変な事態で財政的にもどこが主体的なあれになるかということは別にしても、町が大きな責任をかぶさるわけですから、そういった点では本当に町民の不安や何かを払拭できるような具体的な中身、それだけの判断材料を提供するということが私は極めて重要だと。そういう点からお話ししているのですけれども、その点含めて私お話をしたいというぐあいに思えます。これが1つです。

それから、時間もありませんので、かいつまみますが、職員に関することではありますが、これも職名の問題含めて町民の中にいろんな意見がある、わかりづらい。しかし、これは職員自身もあってかえっていいのだと、責任も伴うし、いいのだと。あるいは、やる気を起こさせるために必要なのだというような答弁もありましたけれども、私はちょっと発想が違うのではないかなというぐあいに思えます。本当にやる気を起こさせるということは、町民が主人公ですから、主人公を主人公として扱うような、上から目線ではなくて、町民の立場に立った職務というか、そういう点で職員が真剣になって頑張っただけで応えていくと、またそういういろんな能力も発揮していくという、そういう点でのやる気を起こさせる、そういう逆なことが必要ではないかというぐあいに思えますので、その点もひとつぜひ検討というか、そういう立場からもご返答いただきたいと思えます。

それから、町営住宅の問題ですけれども、建てかえの問題について、これについては私が質問したかったのは、今もみじ団地が先行しておりますけれども、それ以外にも同じような、昭和38年から建っている、それこそ五十数年たっているところがたくさんあるわけです。そういった点で、具体的にどこの団地いつまでということをはっきりできるような中身として、ぜひ説明していただきたいし、そのことをわかりやすく入居者も含めて町民にもお知らせ願いたいと思えます。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時57分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

再質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） まず、最初の112号、私たち普通14線ですか、これ何台かということ、これは通告の中にはないことではありますけれども、今わかる範囲でご説明しますと、現在道の駅近郊の通過台数は、札幌大橋をおりた部分で約2万5,000台、そこから14線で左折していく車が約4,900台、そういう意味では約2万台が直進をしてきていると、あそこを通っているということになります。ただ、これは実は平成17年の数値でして、ちょっと古いので、現在は2万2,700台が通っていると、こういう数値が一応開発局のほうから出ていまして、4車線化工事完成時の推定として上げられています。ですから、あそこの道の駅の前を通るのは約2万3,000台ぐらいというふうな推定をしております。

それから、私が申し上げた事業のことですけれども、事業というものはやってみなければわからない要素がある、面があるということを申し上げて、要は経済情勢とか社会情勢、政治情勢、いろんなものがあって、全部やる前から見きわめてなんていうことは不可能であるということを申し上げたわけですし、今私たちが進めていますのは考えられるあらゆるマイナス要因はつぶして、これが失敗作にならないように行政挙げてやっております。また、行政だけではなく、町民からも幅広く、あるいは町外の方も含めていろんな意見をいただきながらやっておるわけでありまして。これは、この町の経済活性化の前に進むための起爆剤をここにつくっていきたい。また、これだけで人を我々が思っているだけ呼べるとは思っておりませんで、その次のステップをいろいろ考えた上での計算であるということも申し添えます。

職員のやる気について、私の説明が悪かったのかもしれませんが、職員のやる気を起こさせるために、そして職員のサービス向上を図るためにこの役職というのは有効なのですよということを申し上げたのであって、決して上からの目線だとかということを考えているわけではありません。町民が主人公であるなんていうことはもう当たり前のことで、それに対する我々はサービスを提供する側ですから、それをやるのに、サービスをより向上するのにこれが重要だと言っておるわけで、その辺は渋谷さんのおっしゃっている意味がちょっと私はわかりかねるところがあります。

それから、町営住宅の建てかえのことにつきましては、長寿命化計画において維持管理計画の中に活用計画プログラムというのがありますけれども、建てかえ、すなわち新規建設につきましては、この中によりますと平成32年に、これ読んでいただくとわかりますけれども、37戸、また年度は未定ですけれども、その後また14戸というようなことで計画が出ております。これは、まだ実施決定しているわけではありませんけれども、民間活用も視野に入れて町の公営住宅施策の中で建てかえ事業等を具体的に確定していくと、こういうふうは今考えております。

以上で渋谷議員への答弁を終わります。

○議長（後藤正洋君） 以上で渋谷君の質問を打ち切らせていただきます。

ここで5分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時06分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

次に、通告6番、五十嵐君の質問であります。

五十嵐君。

○2番（五十嵐信子君） 皆さん、おはようございます。ただいま議長の質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

初めに、図書館について、2つご質問いたします。当別町では、平成26年4月に当別町図書館像検討委員会を設置し、本年2月には委員会より当別町にふさわしい図書館像の具体的な構想について示された答申書が出されました。昨年12月議会で先輩の桐井議員の質問に対して、教育長は私の思い描く図書館はまちづくりの拠点としてコミュニティーの中心となり、かつ文化や知の薫りの場であります。また、子どもからお年寄りまでさまざまな人がそれぞれの目的で集い、ひとしくサービスを受けられる場でもあります。今は、検討委員会の答申を待っている段階であり、その答申に大いに期待していると答弁されております。

次に、町長は学力向上対策と図書館の充実というのは非常に密接な関係があると私は認識しております。また、文化的な環境の充実といった部分でも図書館機能の充実は非常に重要な視点であって、人口増につながる施策であると私は考えておりますと答弁されております。町民の皆様にとりましても、この答申はとても興味深く、期待をしているとお声も上がっております。答申が示されてから7カ月が経過いたしました。その後、この課題について現在まで具体的にどのように検討されてこられたのか、進捗状況をお伺いいたします。

2つ目は、当別町図書館像検討委員会の答申では、当別町にふさわしい図書館の基本的な方向性が明確に示されております。図書館は、いつまでもそこにいたくなると地域住民に親しまれ、図書館に来るとどんなことでも学べ、活動もすることができる。そして、町民にとって充実した時間が過ごせ、コミュニケーションの場としての複合施設となるよう整備していくべきと私も思う一人でございます。そこで、今後図書館設置の検討に対する具体的なスケジュールと、また予算の措置につきましてもどのようにお考えになっておられるのかお伺いいたします。

次に、ふるさと納税についてご質問いたします。当別町では、毎年たくさんの当別町出身の方や当別町を応援してくださる皆様より真心からのご寄附をいただき、地域、産業振

興のために活用させていただいております。ふるさと納税により応援をいただいたお金は、一旦当別町まちづくり基金に積み立てされていると思いますが、今地方創生を伴うさまざまな施策があり、限られた財源の中で事業実現は優先順位もつけなくてはならず、大変難しいことと思います。昨日町長よりふるさと納税について、当初2,000万円でしたが、昨年は1億円を超え、現時点ではわずか半年で2億円を超えているとの答弁がありました。ふるさと納税がふえていくことに私たち議員も町民の多くの皆様も大いに期待を寄せておられます。そして、その使い道についても大いに関心を寄せております。これまで予算上の制約で実現が難しかった取り組みなどの後押しに活用していくべきとのお声もあります。ほかの自治体では、ご寄附してくださる方が明確に用途が想像できるよう、例えば木古内町では子育て支援のための事業、保健、医療、福祉のための事業など、青森市では図書館の充実のための事業、宮城県柴田町は図書館建設に関する事業、また陸前高田市ではコミュニティ活動、NPO団体などの支援のための事業など、さまざまな自治体の特色に合わせて事業の選択ができます。このように当別町も基金を設立し、用途に基づいて各事業の財源としてまちづくりの充実に役立たせ大切にに使わせていただくお考えがあるか伺いたします。

○議長（後藤正洋君） ただいまの五十嵐君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 五十嵐議員の一般質問にお答えいたします。

ふるさと納税の件でございます。五十嵐議員ご発議の寄附者による使い道の指定については、今年度1万件以上寄附件数がある中で、寄附者からの申し込みの際に、これはコメントいただけるようにしているのですが、寄附者からの使い道に対する要望はほとんど現状ではない状況にあります。

ただ、私としても、五十嵐議員おっしゃるように、町を応援したい、あるいは寄附者の真心というものは大切にしていきたいと思っておりますので、今後寄附者から使い道に対して、俺はこれだったら出すぞなんていうような要望がふえてきた場合には、あるいはそれを我々が受けた形でさらに寄附がふえてくれればいいわけですから、そういったことが必要な場合は使い道指定というものについては検討をしていきたいと考えております。

五十嵐議員のご質問の趣旨に答えた、これで回答になっているかどうかわかりませんが、私の回答をさせていただきます。図書館関係は、教育長のほうから回答させていただきます。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 五十嵐議員の一般質問にお答えいたします。

図書館についてのご質問であります。本年3月に開催されました第1回当別町議会定例会におきまして、会派公明党、桐井議員の代表質問に、教育委員会で新設なのか既存施設の活用なのかを検討し、今後町部局とも協議してまいりますとお答えしました。その答

えのとおり、教育委員会といたしましては、他自治体の施設建設費を参考とした概算の費用等で新設、既存施設の活用について複数の検討案を示し、町部局と協議をしております。その協議の中で、現在教育委員会として条件をもう少し細かく設定して、改めて複数案を作成し、事業費積算について建設課へ依頼することとなっているところであります。今後とも町部局と協議を進めてまいりたいと考えております。

ただ、この施設の新設や既存施設の活用は、いずれにしても相当の費用と時間を要しますので、教育委員会としては答申をいただいた中ですぐ実施できる機能の充実と環境整備について既に実施している項目があります。例えばであります。3点ほど申し上げます。1つは、複本の購入については極力行わないということといたしました。それから、2つ目は、西当別コミュニティセンター図書室における集う場がないということでありますので、施設内であれば、他の会議室等であっても借用の手続をせず図書室の本の持ち出しを可能といたしました。さらに3つ目ですが、人員につきましてですが、司書の資格を有する職員を1名増員しまして、学習交流センター、西当別コミュニティセンター、それぞれの図書室の機能の強化や情報の共有を行っております。そのほか、学校図書館と連携を一層とるということも可能になってきております。ほかにもいろいろありますけれども、3点ほど申し上げさせていただきました。この図書室の機能充実につきましては、今後も可能な限り速やかに推進してまいりたいと考えております。

次に、具体的なスケジュールと予算措置等の考えについてであります。ただいま申し上げましたとおり、町部局との協議結果をもって具体的なスケジュールを今後作成し、適切な時期に必要な予算を措置してまいりたいと考えております。

以上、五十嵐議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 引き続き一括質問、一括答弁方式による再質問を認めます。

五十嵐君。

○2番（五十嵐信子君） ふるさと納税についての再質問なのですが、このように私もそういう基金を設けて指定して振り込めるのかどうかということが、まだ勉強不足なのかもしれないけれども、このようにこちらから目的をアピールして、状況を開示することで応援してくださる皆様は、指定した事業が改善されたり活動が行われていることを確認することができるのであります。そして、自分の払った税金が町のために役に立ったと実感できるのではないだろうかと思っております。他の事業所でもそういう役に立ったというコメントを出している方や町のほうでもこういうふうの実現できましたという喜びの声とかも聞かれていますけれども、当別町もこちらからコメントがないからとかではなく、積極的にアピールすることを考えていただけるといいなと思っております。また、町民もご支援をいただいて、事業が実現に向かっていくことで励みとなって、さらに当別町のアピールをみんなで力を合わせて頑張っていこうという希望が湧いていくのではないかなと思っております。そして、笑顔で活気あふれる当別町になっていくことが、皆様からの真心にお応えしたことになるのではないかなと私は考えます。

あと、図書館についての再質問であります。教育長にお願いしたいのですが、図書館に関しては町民の皆様の中には答申が示された後に、本当にどのように進んでいるのかととても興味を持たれている方が多数おります。また、12月の教育長の答弁では、当然スピード感を持って取り組まなければいけない重要な意味のある課題だというふうに私たちも認識しておりますと答弁されております。この7カ月の間に、確認不足でしたら本当に申しわけないのですが、図書館検討会議を開催されていたようにお聞きしておりますが、町民に対して何も知らされていないように思われます。この間、なぜ進捗状況などを公表されなかったのかお尋ねいたします。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 五十嵐君に確認しますけれども、町長に対する質問は要望ということによろしいですか。

〔発言する人あり〕

○議長（後藤正洋君） ただいまの五十嵐君の再質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） これ結構難しいというか、例えばある一定の事業に使ってくださいと言ってきて、それが1万円いただいたとして、1万円のできる事業ではない場合には、できなくて寝てしまうわけですから、ある一定のボリュームがある要望があれば、そういうことは可能なのですけれども、もらったときにどこの基金に積むかという仕分けもありまして、案外物理的にも難しい面があると。それから、もちろんやってくださる方のご意思というのは大事にしなければいけないので、我々はいただくときに、応募するときに皆さんの意向があればそれを伝えていただくということで、それはできる限り受け入れられる態勢づくりはしなければいけないと思います。先ほどお答えしたのもそういう意味でございまして、寄附してくださる側のご意向というものがあれば、それはしっかり取り入れていかなければいけないと考えています。ただ、今ふるさと納税をお願いするに当たって、これに使いますからといって、こちらから特に事業というものを投げかけている状況ではございませんので、現状においては今までどおり進めていくことかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 情報発信についてのご質問がまずございましたが、先ほど答弁で申し上げましたが、第1の答申につきましては現在検討中でございますので、特に報告するようなタイミングではないというふうに考えております。報告するような事項があれば、それは隠すようなことでもありませんので、情報発信ということは当然考えられると思います。

それから、第2の答申につきましては、既に先ほど3点申し上げましたが、サービスに

入っていることをごさいまして、実際に現場といいますか、図書館に行って実感できることだと思いますので、それについても特に発信ということについてはやっております。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 五十嵐君。

○2番（五十嵐信子君） 私もこれからもっと、図書館につきましても、ふるさと納税につきましても町のために興味のある課題であるなと思いますので、これからますますいろいろな勉強をしながら、また質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤正洋君） 以上で五十嵐君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告7番、山田君の質問であります。質問は、一括質問、一括答弁方式で行います。

山田君。

○7番（山田 明君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

初めに、町に人を呼び込む施策の展開について何点か町長にお伺いいたします。町長は、当別町の活性化策の一つの柱として、町に人を呼び込む施策の展開を公約に掲げ、その方策として道の駅設置を核としての展開、関連して企業誘致による展開、そして大規模なイベントの開催による展開などに積極的に取り組み、その実現に向けて具体策を検討されていると捉えております。道の駅については、既に設置に向けて実施設計業務や関係機関との調整協議など、着々と目指すべき姿を描きながら進めていると認識しております。また、企業誘致については町長みずからトップセールスマンとして町内外、または道外を問わず、あらゆる場面、人脈を活用し、企業の情報をキャッチしながら当別町の地域資源や優位性をPRし、特に移転を検討している企業に対しては精力的に誘致活動に取り組んでいると推察しております。また、当町に訪問される企業等に対しても同様に接していると捉えております。

今回の質問につきましては、イベントの開催による人を呼び込む施策について町長の見解をお伺いします。本町では、当別町や観光協会、JA北いしかり、商工会、社会福祉協議会などが開催するイベントや各団体が実行委員会を組織して協力しながら開催するイベントがあり、特に国際色豊かな夏至祭はことしで32回を数え、町内外からの来場者も年々増加傾向であります。JA北いしかりと商工会が共催のさん・産・フェスタもことしは観光協会と連携し、JRのヘルシーウォーキングや来春閉校が予定されている弁華別小学校での大平まゆみさんのバイオリンコンサートが同時に開催されたことにより、本年の来場者は過去最高を記録しました。また、昨日の町長答弁にもありましたが、8月の当別神社の例大祭に行われています商工会青年部主催のことで48回目となりますビアパーティーでは、ことし初めて当別青年会議所主催の花火大会を同時開催したことにより、過去にない人手でにぎわいました。イベントをコラボさせることによる相乗効果や若い人たちの発想によ

る人を呼び込むための方策や効果を改めて感じさせられました。そのほかにも民間主体や各団体によるイベントも数多く開催されており、あそ雪の広場、アイスヒルズホテル、福祉まつり、垂麻まつり、クラシックカーフェスティバルなど、シーズンを通してさまざまな特色を持ったイベントが開催されており、年々町外からの集客力も増加傾向にあると捉えております。しかしながら、限られた場所での限られたプログラムであることから、町長が思い描く人を呼び込む施策の実現にはいまだ至っていないと思われまます。これらのイベント素材をさらに魅力あるものにしていくことが大切ではないかと考えます。そのためには、観光的要素を加味した連携体制を構築することが必要であると考えます。現在の運営は、それぞれの団体がそれぞれの都合、それぞれのスケジュールで企画し、進めているのが現状であり、指令塔のような役割を担う組織を設置し、各団体との調整機能を有することが望ましいと考えます。ある団体では、人的な問題からこれまでの行事を縮小、あるいは中止せざるを得ない事態を招いており、いずれは現在のやり方では同様の状況になることも危惧されるところであります。2年後には道の駅の開業も予定されており、その場においても年間を通して何らかのイベントも企画、検討されると思ひますし、場所的にも条件が整っていると判断していますが、そのようなプランもあわせて総体的に現状のイベントの再構築を考えることが町長の描く人を呼び込むイベントに結びつくと考えます。

昨日の佐藤議員の一般質問での徳島県の神山町での事例の中にあつたように、従来の梅まつりのチラシの裏面に町内各地の小さなイベントの年間スケジュールを作成し、配布するという、ちょっとした工夫をただけで町外からの観光客がふえた事例が紹介されました。そのように、そして人を呼び込むために各団体との連携及び調整機能を有するコントロールタワー的な組織、もしくは専門的なセクションが必要と考えますが、この点について町長の見解を伺います。

また、地域みずからが来訪者を集めるための当別町の地域全体の観光マネジメントを統括する日本版DMO的な事業の展開が必要になると考えますし、そのためにはイベントをマネジメントすべき観光についての専門的な知識を持った人材も必要であると考えますが、あわせて町長の考えを伺います。

さらには、道内の市町村ではまちおこしや観光振興のためまちおこし協力隊を公募して活用している例も数多く見受けられます。大都市圏の人が一定の期間地域に居住し、観光振興や地場産品の開発などまちづくりの先頭に立って活躍している状況がマスコミに取り上げられていることも多く、中には民間に就職したり、そのまま起業し、定住された例もあり、道内では125人、定住率79%との新聞報道もありました。まちおこし協力隊の雇用に対しては補助制度が主であり、自己財源の負担も若干あるとは思ひますが、町職員も減少している中、まちおこし協力隊の活用もマイナスとはならないと考えますが、あわせて人材の登用についての町長の見解を伺います。

次に、空き家対策について伺います。ことしの3月、当別町空き家等の適正管理に関する条例が制定されました。この条例の目的は、空き家等の適正管理に関し必要な事項を定

めることにより、空き家等が放置され、管理不全な状態になることを防止し、もって良好な生活環境に寄与することであります。昨年の11月の時点で空き家対策の取り組みについて、また空き家の状況について部局に確認したところ、空き家が83戸であり、その中で全く管理されていないとみなされる空き家が24戸あり、24戸のうち解体に至ったのが6軒とこのことでした。その後、農村部も含め各町内会長さんと連携し、定期的な巡視や住民からの情報収集に努めていると捉えているが、現段階で空き家の実態調査はどの程度進んでいるのか。また、昨年の6月定例議会の町長答弁で空き家の所有者、連絡先を把握し、リストを作成するとありましたが、その後作成されたのか伺います。

次に、ことしの5月に完全施行された空き家対策特別措置法により市町村の空き家対策に法的根拠が与えられ、空き家の放置を抑制する効果が見込まれます。この特措法の目的は、1つに地域住民の生命、身体、財産を保護する。2つ目に、地域住民の生活環境の保全を図る。3つ目に、空き家等の活用を促進する。4つ目に、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。5つ目に、公共の福祉の措置と地域の振興に寄与するであります。当別町としては、この特措法をどのように活用しようと考えているのか。また、この特措法の施行により、特に対策が必要な特定空き家と認定された場合、どのような措置を講じるのか。また、特定空き家を判定する専門的な技術や法の知識を持った職員が当別町にはいないと思われそうですが、北海道へ人的支援を要請する考えはないか。また、不動産業者と連携し、空き家バンク制度を導入する考えはないか、あわせて伺います。

次に、人口減少が続いている中、今後も空き家は増加傾向であると捉えていますが、町として空き家担当課のような専門部署の設置や情報の共有や意思決定のための町内の横断組織や空き家を地域資源とする総合的空き家対策のための地域と連携した空き家対策協議会などの組織体制を早急に整える必要があると考えますが、町長の見解を伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。答弁よろしく願いいたします。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時40分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

ただいまの山田君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 山田議員の一般質問にお答えをいたします。

まず初めに、町に人を呼び込むイベントの実施にかかわる団体間の調整機能についてのご質問でありますけれども、夏至祭あるいははさん・産・フェスタといった、いわゆる個々のイベントの集客は、おっしゃるとおり増加してきているところでありますけれども、よ

り多くの人を町外から呼び込むためには、姉妹都市であります愛媛県の宇和島の牛鬼まつり、あるいは宮城県の大崎市の政宗公まつり、こういったもののように町挙げての祭り、いうなら当別まつりというような、こういったものの構築が必要だというふうに私は考えておりました。常々そういうことを今までも申し上げてまいりました。そのためには、今議員ご指摘のとおり、各イベントをコラボさせる、そして各団体の連携機能を担う組織、例えば役場内、それから観光協会、その他の団体、こういったものが言うなればいろんな団体が一緒になって組織をつくり上げてというのは、私は早急に立ち上げていくことが必要であるというふうに考えております。それをやることによって、やはり一番肝心なことは、多くの町民が待ち望んでいるような祭り、そしてまた町民がみんなこぞって参加する、こういった祭りづくりにつなげていきたいというふうに考えております。そういう点では、山田議員が考えておられるのと極めて近いというふうに認識しております。

それから、国において観光の活性化ということを通じて、地方創生を推進すべく地域全体の観光マネジメントを担う観光組織として今、日本版DMOという、こういった育成の方針が出てきております。本町のまちづくりにおいては、やはり行政、住民、企業等、さまざまな観光の担い手が一体的に取り込んでいくこと、これが非常に重要だなど。ですから、関係団体の先ほどの連携のまとめたものなのですけれども、そういうことをやっていかないとなかなか進まないなというふうに感じております。

それから、イベントマネジメントする人材ということでございますけれども、そこで今地域おこし協力隊の制度のお話がありましたけれども、これは道内各市町村でも相当活用していると聞いておりますけれども、私も人材を広く募っていく上でこれは非常に有効な手段だというふうに考えております。さらに、本町においては観光について、やはり専門的な知識を持った人材の確保も努めるべきだと議員もおっしゃいましたけれども、これも私は全く同感で、やはりこれから交流人口をふやしていく上で人材の確保というものは非常に重要だというふうに考えております。

先ほど神山町の例が出されましたけれども、今回も青年会議所が行事をするに当たって、170万ぐらいの費用をかけて広告、宣伝をした結果、あれだけ集まってきたのを見ても、きのう佐藤議員からご紹介があった神山町のようなちょっとした工夫、こういったこともこれからあらゆるチラシを配る際にやっていくことが、我々が考えている交流人口の人を呼び込む施策に大きくつながっていくということを今回痛感した次第であります。

それから、空き家対策についてのご質問ですけれども、ご質問された中での順番が異なるかもしれませんが、平成26年6月議会、山田議員から一般質問がありましたけれども、その後44町内会、全ての町内会長から空き家の実態について聞き取りを実施いたしました。そして、123件の情報を現在把握しているところであります。本年9月1日現在、123件のうち37件が入居や解体などによって空き家状態が解消されました。そして、33件が現在居住されていないことを確認できました。これらにつきましては、空き家、廃屋基本台帳として個別に管理及びリスト化をしまして、所有者と連絡もとれている状況にあり

ます。残りの53件については、これから継続して現地調査あるいは所有者の把握、関係機関からの情報収集などをこれから行ってまいります。それから、さらに町内にある空き家を有効に活用して、移住及び安定促進並びに住環境の向上を図るために不動産事業者との連携のもとで、いわゆる空き家バンクの開設に向けて現在準備作業を進めております。

それから次に、空き家対策特別措置法の施行による町としての活用についてというご質問でありましたけれども、この法律によって空き家の所有者の特定のために固定資産課税台帳の情報を活用することができるようになりましたので、倒壊のおそれだとか衛生上の問題がある特定空き家に対する改善、要請、指導、こういったことができることになりました。特定空き家と判断した場合の措置は、その所有者等に対して撤去や修繕などの指導、勧告、命令の順に3段階の是正措置が法に基づき行うことができるようになりました。なお、この特定空き家の判断や是正措置を行っていくに当たっては、当然弁護士及び建築士などの専門知識を有する人材が必要となってまいります。こういった専門家の人材確保に関しては、現在北海道において進めております空き家等対策に関する取扱方針、これの支援を活用していこうということで今考えております。

それから次に、空き家対策に係る専門部署の設置、それから地域と連携した空き家対策協議会等の組織体制についてのご質問ですけれども、現在空き家に関しましては、情報としては町内会長を中心とする情報提供をいただいて、これを共有して進めているわけですが、実態の把握、それから所有者に対する指導などは、この今までの機能を使ってやっていけばいいのかなど。当面は、したがって空き家担当課のような新たな専門部署の設置については考えておりません。ただ、むしろ空き家の有効活用に向けては、先ほども申し上げましたけれども、不動産業者、商工会、住んでみたい当別推進協議会、こういったところと連携、コラボして協議会を設置して情報共有、それから意見交換をして、言うなれば空き家バンクの推進を図っていきたいというふうに考えているところであります。

以上で山田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 山田君。

○7番（山田 明君） 答弁ありがとうございました。町に人を呼び込む施策の展開については、今町長のご答弁ありましたように、その組織体制について早急に対処することです。私も当別町においては、食だとか観光というものはこれからの重要な施策になると思いますので、ぜひ私も協力したいと思いますので、よろしくお願いします。これについては要望ということで。

ただ、空き家問題について1点だけ再質問させていただきたいのですけれども、空き家問題、先ほど答弁ありましたように、所有者や行政だけで解決できる問題ではないということは私も考えております。当別町の地域社会の問題として認識を変えなければ解決しない問題であるとも考えております。町で全ての危険空き家を除去することは財政的にも不可能でありますし、そこで先月空き家対策についてのセミナーに参加したときに話されたことがあったのですけれども、空き家条例に新たな制度を設けて、例えば助成や寄附、地

域での管理などの、要するに自治の力によって危険空き家になる前に地域の中で利活用することで地域の質を高め、問題解決を図るということも政策として必要でないかというふうに思っておりますが、この点について町長の見解を伺いたいというふうに思います。再質問させていただきます。

○議長（後藤正洋君） ただいまの山田君の再質問に対する町長の答弁を求めます。
町長。

○町長（宮司正毅君） 空き家の利活用につきましては、所有者に今後の利用方針などを伺ってきております。それで、そういった中で利用方針のないものがあれば、今後協議会において意見を伺いながら、寄附なんかもいろいろ募りながら、そして町内会も取り込んで利活用などにつなげていきたいというふうに考えております。あと助成金の話が出たわけですけども、もちろんそういうことを先進的にやっていけば一番方法としてはいいのしょうけれども、とにかくご存じのと通りの財政の中で、今ここでそれに助成金出すぞと言っていけるかという、なかなか難しいかなというふうに、今言われてちょっと感じたところでございます。いずれにしても、この空き家バンクというものをまずどういうふうに有効に利用していくのかというところは、今申し上げたとおりこれから関係団体としっかりやっていきたいと。そして、それをやっていく過程で将来そういう必要性が出てくれば、あるいはそれがこの町の景観も含めた対応に非常に重要であるという位置づけができれば、将来的にはそういったことも考えられるかなというのが今私がお答えできる現状でございます。

○議長（後藤正洋君） 以上で山田君の質問を打ち切らせていただきます。



◎散会の宣告

○議長（後藤正洋君） 以上、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

あすは、決算審査特別委員会終了後会議を開きます。

本日はご苦労さまでございました。

(午前11時54分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成27年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成26年第5回当別町議会定例会 第5日

平成27年10月1日（木曜日） 午前10時58分開議

議事日程（第5号）

開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 総務文教常任委員会報告
（「最低賃金の大幅な引き上げを求める意見書」の提出を求める陳情）
 - 第 3 総務文教常任委員会報告
（「労働時間法制の規制強化と安定雇用の確立を求める意見書」の提出を求める陳情）
 - 第 4 総務文教常任委員会報告
（安保関連法案の徹底審議のもとに廃案を求める陳情書）
 - 第 5 平成26年度当別町各会計決算審査特別委員会報告
 - 第 6 議案第 1号 平成27年度当別町一般会計補正予算（第2号）
議案第 2号 当別町手数料条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 7 議案第 3号 平成27年度当別町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 第 8 議案第 4号 当別町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定について
 - 第 9 議案第 5号 当別町債権管理条例の一部を改正する条例制定について
 - 第10 議案第 6号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更の協議について
議案第 7号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更の協議について
議案第 8号 北海道市町村総合事務組合格約の変更の協議について
- 閉 会

午前10時58分開議

出席議員（13名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
6番	渋谷俊和君	7番	山田明君
8番	古谷陽一君	9番	稲村勝俊君
10番	石川和栄君	11番	岡野喜代治君
13番	高谷茂君	14番	島田裕司君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（2名）

5番	秋場信一君	12番	市川正君
----	-------	-----	------

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	北村和也君
財政課長	江口昇君
税務課長	加藤慎也君
企画部長	二木勝義君
企画部参与	吉尾雅昭君
企画課長	長谷川道廣君
広報秘書課長	大畑裕貴君
プロジェクト推進参事	熊谷康弘君
住民環境部長	森田至君
住民課長	武井英子君
住民課参事	乗木裕君
福祉部長	五十嵐一夫君
福祉課長	高取真由美君
福祉課参事	中出徳昭君
経済部長	舘田博道君
商工課長	中谷茂実君
建設水道部長	堤和弘君

建設課長	高松悟志君
上下水道課長	岩城正志君
教育部長	野村雅史君
管理課長	山崎一君
代表監査委員	米口稔君
教育委員長	白井応隆君
教育長	本庄幸賢君

事務局職員出席者

事務局長	滝本隆志君
次長	佐々木由紀夫君
主幹	小川義則君
係長	浦島卓君

◎開議の宣告

(午前10時58分)

○議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員13名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきに配付されております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

11番 岡野喜代治君

13番 高谷茂君

を指名いたします。



◎総務文教常任委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第2、総務文教常任委員会に付託しておりました「最低賃金の大幅な引き上げを求める意見書」の提出を求める陳情について、委員長の報告を求めます。

稲村委員長。

○総務文教常任委員会委員長（稲村勝俊君） 総務文教常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情について、平成27年6月11日、8月10日、9月17日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

「最低賃金の大幅な引き上げを求める意見書」の提出を求める陳情。

最低賃金の大幅な引き下げは、若年者や非正規社員の生活水準が上がる一方、人件費のコスト増により、地方に多い中小企業の経営を圧迫するおそれがあるなど、各地域における個別の経済事情を十分議論する必要がある。

しかしながら、北海道の最低賃金が、本年度も改定の上、生活保護費との逆転現象が回避される見通しであり、若い世代の子育てなど少子化対策を考慮すると、最低賃金引き上げの趣旨については、理解を示すところである。

あわせて、時間給を上げても、働く時間を制限され、安定した生活設計ができない状況のないようにすべきであり、時間給を上げる効果が相対的に出るような日額・月額が望ましいと考える。

よって、本件、趣旨採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

平成27年10月1日、当別町議会議長、後藤正洋様。

総務文教常任委員会委員長、稲村勝俊。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） ただいまの委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。



◎総務文教常任委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第3、総務文教常任委員会に付託しておりました「労働時間法制の規制強化と安定雇用の確立を求める意見書」の提出を求める陳情について、委員長の報告を求めます。

稲村委員長。

○総務文教常任委員会委員長（稲村勝俊君） 総務文教常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情について、平成27年6月11日、8月10日、9月17日、9月28日、9月30日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

「労働時間法制の規制強化と安定雇用の確立を求める意見書」の提出を求める陳情。

国が進めている労働時間法制の整備は、「働いた時間ではなく、成果で評価される仕組みづくり」を目指したものである。

昨今、地方特に北海道に多い中小零細企業の経営は、大変厳しい状況にあり、陳情趣旨である労働時間法制の規制強化は、当該企業の存続を危うくするものであり、現実とそぐわないものとする。

しかしながら、男女がともに安心して働き、子を産み育てられる社会を実現するために、労働時間法制と安定雇用の確立を求める趣旨については、理解を示すところである。

よって、本件、趣旨採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

平成27年10月1日、当別町議会議長、後藤正洋様。

総務文教常任委員会委員長、稲村勝俊。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） ただいまの委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。



◎総務文教常任委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第4、総務文教常任委員会に付託しておりました安保関連法案の徹底審議のもとに廃案を求める陳情書について、委員長の報告を求めます。

稲村委員長。

○総務文教常任委員会委員長（稲村勝俊君） 総務文教常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情について、平成27年9月17日、9月28日、9月30日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

安保関連法案の徹底審議のもとに廃案を求める陳情書。

安保関連法案は、9月19日に参議院本会議で採決が行われ、賛成多数で可決、成立した。本陳情書は、安保関連法案の廃案を求める趣旨であり、法案成立を受けて、引き続き審議することの妥当性がなくなったものである。

よって、本件、不採択とすることが適当と認めた。

なお、審議の過程においては、国民の理解が進んでいる状況にはないなど、より深く審議する必要があるので、採択すべき、という少数意見があったことを付記する。

以上、本委員会の報告とする。

平成27年10月1日、当別町議会議長、後藤正洋様。

総務文教常任委員会委員長、稲村勝俊。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

3番、鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 議長の許可がありましたので、反対の立場で総務文教常任委員長に質疑を行います。

報告にありますように、9月17日、9月28日、9月30日ということで慎重審議をした結果、不採択ということになりました。

それで、伺います。19日には参議院本会議で採決が行われ、成立したということで、引き続き審議することの妥当性がなくなったにもかかわらず、28日、30日というふうに審議をいたしました。これは、私も傍聴いたしましたけれども、この法案が国の根幹、国のあり方を大きく変えるということで取り扱わないのではなくて、しっかり慎重に審議しているということ審議されたのではなかったかを伺います。

2点目です。そういう意味では、この法案が他の法案とは性格を異にするということ

皆さん認識して審議されていたのではないかというふうに思います。

次に、付記がありますけれども、国民の理解が進んでいる状況にないということで、より深く審議する必要があるというふうに書いてあります。私もまさにそのとおりだなというふうに思います。そうであれば、また委員会の審議の中で引き続きこの問題については当別町議会として真剣に論議していかなければならない内容だという意見もありました。そういう意味では、今回不採択ということになったわけですが、この国民の理解が進んでいない、そして国の根幹にかかわるという問題では、当別町議会として不採択という結論ではなくて、何かいい方法がなかったのかということをお伺いしたいと思います。

今回のこの法案の廃案を求める住民の思いや願い、これをしっかり受けとめてやっていただいたというふうに思います。しかし、不採択ということは非常に残念です。ほかに何か方法がなかったのかということをお伺いします。

最後になりますけれども、重ねて私はこの法案には反対だという立場で質疑を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時13分

○議長（後藤正洋君） 再開いたします。

ただいまの鈴木君の質問に対しまして委員長から答弁をいただきますけれども、議長からもその前に一部発言をさせていただきたいと思います。

今回のこの安全保障関連の法案に対する請願につきましては、19日に成立した時点でその請願の趣旨が、いわゆる相手方が不存在になったということがありまして、委員会としてはそれぞれ審議を重ねたわけです。本会議から付託された案件について、委員会としてはそのことを十分に審議をいただいたというふうに理解はしております。ただ、手続上委員長として、基本的には請願者に対して取り下げを願うか、あるいは今回のように不採択にするかという手続だったのかなというふうに思っております。そういった意味で、今回の委員長の判断というものはこうなったということで、委員会の中でも、あるいは議運の中でもそのことについてこれまで議論してきたところであります。

よって、今委員長からも答弁もらいますけれども、鈴木議員からご質問のあった後段の部分についてはそのようなことだということをご理解をいただきたいというふうに思います。

それでは、委員長から答弁を求めます。

稲村委員長。

○総務文教常任委員会委員長（稲村勝俊君） 今の鈴木議員の質問でございますけれども、9月17日、28日、それから9月30日というふうに委員会を開催させていただきました。

今お話ありましたように、9月19日に参議院本会議で決定しておりましたけれども、17日には決まっていなかったということで、十分に今回の陳情について審議をしたところでございますけれども、あとの28日、30日については、報告書の内容についての審議だったというふうに自分では思っておりますので、そのことをもって先ほどの質問には当たらないのかなというふうに思います。

それで、報告書につきましても、それから残りの審議につきましても陳情者の趣旨を考慮しながら審議を進めてきたということもつけ加えておきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） ありがとうございます。

それで、2点目の質疑ですけれども、国民の理解が進んでいる状況にないということで、より深く審議する必要があるということで報告書にあるわけですが、そこについてそういう審議を続けていくということで委員会なり議会でどういう方法があるのかということで、採択すべきということであるわけですが、その中身も非常に重要だということの意見が出ておりましたので、議会としても何かいい方策というか、そういうのがないのかということをお尋ねしたわけですが、その辺はどうなのかお聞きしたいと思っております。

○議長（後藤正洋君） 今鈴木君から再質問がありました。その件につきましては、先ほど私が答弁した中で相手方が不存在になったということも含めて、私のほうから答弁をしたつもりでありましたけれども、ご理解いただけなかったようですので、改めて答弁をさせていただきますが、基本的にこのなお書きについては、17日の議論の中で出たものというふうに理解をしております。そういった意味では、その時点でそういう意見があったということをお少数意見として委員長の報告として上げたということをご理解をいただきたいと思っております。

委員長のほうから何か答弁ありますか。

委員長。

○総務文教常任委員会委員長（稲村勝俊君） 今議長からお話ありましたけれども、そのとおりです。

それで、これは私が答えるべきではないと思うのですが、委員会の中でもいろいろ議論がありましたけれども、その後ほかの、これからの審議についてはこの案件ではなくて、別な請願とかいろんな方法が議員としてもありますので、そちらのほうで進めていけるのがよろしいのかと思っております。

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切ってご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認めます。

先ほど鈴木議員のほうから反対の意思表示がございました。

この件につきましては、討論を省略し、採決に移りたいと思いますけれども、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、直ちに採決に移ります。

それでは、本件につきまして採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本件について、賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤正洋君） 起立多数です。

よって、本件はただいまの委員長報告のとおり決定をいたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時19分

○議長（後藤正洋君） 再開いたします。



◎平成26年度当別町各会計決算審査特別委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第5、平成26年度当別町各会計決算審査特別委員会の報告を求めます。

石川委員長。

○平成26年度当別町各会計決算審査特別委員会委員長（石川和栄君） 平成26年度当別町各会計決算審査特別委員会報告書。

平成26年度当別町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、後期高齢者医療特別会計並びに水道事業会計決算について、平成27年9月24日、25日、10月1日の3日間にわたり慎重審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

1、審査の結果、（1）、認定第1号 平成26年度当別町各会計歳入歳出決算、（2）、認定第2号 平成26年度当別町水道事業会計決算、本各案件は、原案のとおり認定すべきものと決定した。

平成27年10月1日。

当別町議会議長、後藤正洋様。

平成26年度当別町各会計決算審査特別委員会委員長、石川和栄。

○議長（後藤正洋君） ただいまの委員長報告のとおり認定し、理事者に送付することにしてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、平成26年度当別町各会計決算は認定することに決定をいたしました。



◎議案第1号、議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第6、議案第1号、議案第2号は関連がありますので、一括上程をいたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま一括議題となりました議案第1号及び第2号の関連議案につきまして提案の説明を申し上げます。

まず最初に、議案第1号 平成27年度当別町一般会計補正予算（第2号）についてであります。本補正予算は、歳入歳出ともに4億736万2,000円を増額し、その総額を100億1,769万4,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

次に、地方債の補正につきましては、3ページに記載の「第2表 地方債の補正」をご高覧いただきたいと存じます。

歳出の主なものとして、まちづくり基金への積立金2億円、ふるさと納税記念品1億円、減災基金への積立金8,175万6,000円、当別町商工会補助金849万2,000円、町道ほか除排雪業務委託500万円などを増額しまして、新エネルギー賦存量等調査業務委託999万円などを減額するもので、この財源として寄附金2億円、繰入金1億2,003万2,000円、町債1億107万3,000円などを増額して措置いたしました。

次に、議案第2号 当別町手数料条例の一部を改正する条例制定についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるとともに、住民基本台帳法の改正に伴う住民基本台帳カード手数料規定を廃止する等、所要の改定を行うため条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、議案2件につきましてよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切り、討論を省略し……

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 異議があります。討論。

○議長（後藤正洋君） ただいま鈴木議員より討論の申し出がありました。

質疑を省略し、討論に入ります。

それでは、まず本案に対する反対の意見を求めます。

鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 議長の許可がありましたので、反対の討論を行います。日本共産党の鈴木岩夫でございます。反対理由を述べさせていただきます。

議案第1号 平成27年度当別町一般会計補正予算（第2号）には、いわゆるマイナンバー制度関連の予算が計上されています。また、議案第2号 当別町手数料条例の一部を改正する条例制定については、いわゆるマイナンバー制度の個人番号カード再発行にかかわる当別町手数料条例の一部を改正する条例制定であります。マイナンバー法、番号法は、法律の名称が示すとおり、行政手続において使用するための番号制度であります。もっと端的に言えば、この番号は社会保障と税に加え、激甚災害に携わる行政官庁において、その行政事務に使用する番号であります。であるにもかかわらず、国民と企業にかなり負担と義務を負わせるシステムとして成り立っている点が、知れば知るほど解せない問題点であると言わざるを得ません。

参議院で可決された国が国民の個人情報を一元的に管理、活用するマイナンバー共通番号法と個人情報保護法は、マイナンバーが施行されていないのにプライバシー性の高い個人の預貯金や特定健診情報などについても利用対象に拡大するものとなっています。参議院では、日本年金機構の情報流出事件の発覚を受け、同機構の個人番号、基礎年金番号利用と情報連携の実施を延期するなどの修正を行いました。これは、日本年金機構の情報流出問題で再発防止策をとるまで一定の時間を要することが避けられないためです。年金情報流出問題は一たび漏えいすれば大きな被害をもたらすことを示しました。年金にとどまらず、さまざまな個人情報を連結するマイナンバーの危険性は一層明らかであり、基礎年金番号の連結だけを延期すれば解決する問題でないことは明らかです。再発防止策といっても漏えい対策にとどまり、外部委託の拡大など個人情報保護に逆行する業務運営など根本問題はそのままです。マイナンバーの実施も利用拡大もきっぱり中止撤回する以外にないことが浮き彫りとなっています。

この共通番号制度においては、12桁の共通番号、マイナンバーは事実上誰もが知り得る番号となっています。なりすましの危険性も指摘されています。1つの番号で個人情報を照合させるマイナンバーは、情報漏えいや悪用の危険を高めます。よって、マイナンバー制度関連の予算が計上されている補正予算には反対です。それに伴う個人番号カード再発

行にかかわる手数料、当別町手数料条例の一部を改正する条例制定にも反対です。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） それでは、討論を終わり、早速本案については採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤正洋君） 起立多数。

よって、議案第1号、議案第2号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第7、議案第3号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第3号 平成27年度当別町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに2,018万1,000円を増額し、その総額を13億7,958万8,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、高額医療合算介護サービス等の費用120万9,000円、それから償還金1,629万7,000円、繰出金388万4,000円を増額し、介護サービス等諸費120万9,000円を減額するもので、この財源といたしましては繰越金2,018万1,000円を増額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第3号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決することに決定

いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 36 分

再開 午前 11 時 37 分

○議長（後藤正洋君） 再開いたします。



◎議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第 8、議案第 4 号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第 4 号 当別町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、国と同様に個人番号、いわゆるマイナンバーを内容に含む個人情報、いわゆる特定個人情報及び特定個人情報の照会、提供等の記録について、より適正に、より厳格に保護措置を講じる必要があることから、特定個人情報の収集等の制限、利用の制限、利用の停止請求など所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） ただいま異議ありの声がありました。

質疑を省略し、討論に入ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対者の意見を認めます。

鈴木議員。

○3 番（鈴木岩夫君） 議長の許可がありましたので、反対の討論を行います。

先ほども補正予算のところで反対意見を述べました。同様に、この条例改正は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴って行われるものであります。

よって、反対といたします。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 以上で討論を終わります。

それでは、本案については採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本案について賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤正洋君） 賛成多数。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第9、議案第5号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第5号 当別町債権管理条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

滞納者情報所管課が調査権を有しない所管課に対して滞納者の措置等の情報を利用または提供できるようにし、不良債権の整理を促進するため条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切ってご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第5号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第6号、議案第7号、議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第10、議案第6号、議案第7号、議案第8号は関連がありますので、一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま一括議題となりました議案第6号、7号、8号の関連議案につきまして、提案の説明を申し上げます。

議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の協議について、議案第7号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更の協議について及び議案第8号 北海道市町村総合事務組合理約の変更の協議についてであります。

いずれも組織する団体に変更が生じるため、地方自治法第286条第1項の規定により協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第6号、議案第7号、議案第8号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第6号、議案第7号、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（後藤正洋君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。本日の会議を閉じます。

平成27年第5回当別町議会定例会を閉会いたします。

(午前11時45分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成27年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員